

令和元年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和元年度6月補正予算等関係)

商 工 労 働 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和元年6月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)		
	1	補正予算説明資料	(総括表) 産業人課 25 28 29
			1 2 3 8 14 19 20 22
	2	歳入歳出事項別明細書	25 28 29
	3	節の明細	25 28 29
4	債務負担行為に関する調書	立地戦略課他	30 36 37

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名	頁
議案第6号	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	産業人材課	38
議案第9号	鳥取県産業成長応援条例	立地戦略課	40
報告第2号	平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	立地戦略課他	48

【補正予算】

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
商工政策課	456,599	△ 6,371	450,228				△ 6,371	
立地戦略課	5,869,121	106,972	5,976,093				106,972	
産業振興課	1,838,155	49,518	1,887,673	6,890			42,628	
企業支援課	2,829,227	8,615	2,837,842				8,615	
雇用政策課	927,084	27,471	954,555	2,674		△ 6	24,803	
産業人材課	717,545	10,233	727,778			196	10,037	
鳥取県立鳥取ハローワーク	254,827	71,715	326,542	39,133		5	32,577	
販路拡大・輸出促進課	90,026	35,000	125,026	17,500			17,500	
食のみやこ推進課	8,891	77,040	85,931			77,040		
一般会計合計	13,486,126	380,193	13,866,319	66,197		77,235	236,761	
説明【主な事業】								
【商工政策課】	(新)産業成長戦略プログラム検討事業							
【立地戦略課】	(新)鳥取県産業成長応援補助金							
【産業振興課】	(新)IoT・AI新時代！地域産業スマート化推進事業							
【企業支援課】	(新)「One-In」圏域連携促進支援事業							
【雇用政策課】	若者県内就職緊急強化事業							
【産業人材課】	(新)職業教育機関在り方検討事業							
【鳥取県立鳥取ハローワーク】	(新)ビジネス人材確保とっとりモデル推進事業							

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
1 項 商業費
1 目 商業総務費

商工政策課 (内線: 7212)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 産業成長戦略プログラム検討事業	0	673	673				673	
トータルコスト	0	673	673	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	ワーキンググループの運営				
工程表の政策目標(指標)	県内経済を着実に成長軌道に乗せ、県民所得を向上させるための「鳥取県経済成長創造戦略」に基づく施策の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本県経済の成長に向けて重点的に拡大を推し進めるべき産業分野について、行動プログラムとロードマップ等をまとめた「戦略プログラム」を策定することで、先導的なプロジェクト事業の創出やプロジェクト実施のための推進体制の構築等を図り、多軸型産業構造をより強固なものとし、県経済の持続的発展を目指す。

2 主な事業内容

【概要】

重点的に拡大を推進する産業分野毎にワーキンググループ(以下、「WG」という)を設けて、企業・関連団体等と現状や課題、取組の方向性等を共有しつつ、産業振興策と人材確保・育成策の一体的な戦略プログラムを描き、先導的なプロジェクト事業の実施を促進する。

【想定する産業分野】

分野	背景
自動車等輸送機械	世界的な新世代自動車への転換、自動車部品製造企業の県内集積、航空機関連企業の県内誘致 等
医療・バイオ・ヘルスケア	鳥取発の医療機器・バイオベンチャーの創出、健康関連サービスの伸長 等
食品	県産品のブランド化の進展、海外需要の拡大、水産加工品等食品製造業の県内集積 等
観光	陸海空の交通ネットワークの拡大、訪日外国人旅行者の増加 等

【WGの活動内容】

- ・企業や団体からの意見聞き取りや有識者を招聘しての業界動向の調査
- ・各分野ごとの行動プログラム(5年間程度)の策定
- ・行動プログラムの実施に向けた施策の包括的パッケージを展開促進 等
(先導的プロジェクトの立案や実施するための推進体制の創設)

【所要額】

673千円(有識者委員への報償費・特別旅費)

職員人件費	316,618	△7,044	309,574				△7,044
-------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

事業内容の説明

組織改正に伴う定数の削減(一般職員1名減)による職員人件費の減に伴う減額

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
2 項 工鉱業費
1 目 工鉱業総務費

立地戦略課（内線：7664）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源		内訳		備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県自動車「次の十年企業」創出事業	0	972	972				972	
トータルコスト	0	2,560	2,560	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	関係機関等との連絡調整、委託事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

世界的に自動車の電動化・自動運転化（新世代自動車）が急速に進む中、本県の自動車部品産業が新世代自動車の需要を獲得できるよう、自動車産業に関わる各主体及び企業による「鳥取県自動車「次の十年企業」創出プラットフォーム（仮称）」を立ち上げ、新技術・サービス開発支援、販路開拓支援等のための共同基盤とし、本県自動車関連産業の振興につなげる。

○鳥取県自動車「次の十年企業」創出プラットフォーム（仮称）の役割

- ・技術開発支援 …個社が持つ具体の技術を基にした新世代自動車向けの新たな部品・技術・装備品・サービスの開発支援
- ・技術啓発・研さん …技術情報・ビジネス環境（国際経済動向等）などの情報共有、勉強会・研究会の実施
- ・販路開拓支援 …商談機会の提供等

○プラットフォームの基本構成（想定）

企業	県内自動車関連事業者、とっとりIoT推進ラボ参加企業、県外大手自動車関連企業など
産業支援機関	(公財)鳥取県産業振興機構、とっとり国際ビジネスセンター、(地独)鳥取県産業技術センター、JETROなど
行政機関	県、国（経済産業省など）

※県及び(公財)鳥取県産業振興機構が共同事務局を担う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

項目	予算額	内容
(1) 鳥取県自動車「次の十年企業」創出プラットフォーム（仮称）の設置・運営	260	・プラットフォームの開設式、セミナーの開催 ・県内企業及び参加主体間の情報共有支援
(2) 意見交換会、見学会	712	・県外の新世代自動車関連企業への訪問やアドバイザー等の県内招へいによる意見交換 ・個社技術の活用に向けた情報交換
合計	972	

3 これまでの取組状況、改善点

○自動車部品関連産業の支援のため、県、県内産業支援機関等が中心となって事業を実施してきた。

- 鳥取県自動車部品研究会（(公財)鳥取県産業振興機構）…セミナー、講演会、研修会、展示・商談会など
- 自動車部品の海外展開（とっとり国際ビジネスセンター）…中国市場での技術交流会、部品展示商談会
- 鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト（県）…専門知識・技術講座、専門家派遣による戦略立案、事業計画作成・実践を通じた人材育成
- 自動車ワーキンググループ（県）…海外展開・新世代自動車に係る情報提供など

○新世代自動車をめぐる急激な変化をビジネスチャンスととらえ、各機関が個々に取り組んだ成果の共有をさらに進め、県内企業の需要獲得につなげていく。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
2 項 工鉱業費
1 目 工鉱業総務費

立地戦略課・企業支援課（内線：7664）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県産業成長応援補助金	0	〔債務負担行為〕 620,000 100,000	〔債務負担行為〕 620,000 100,000				〔債務負担行為〕 620,000 100,000	
トータルコスト	0	119,845	119,845	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	2.5人	2.5人	事業認定手続、補助金交付手続				
工程表の政策目標(指標)	製造品出荷額9千億円への挑戦、技術革新・生産性向上・働き方改革等に挑戦する企業支援制度創設							

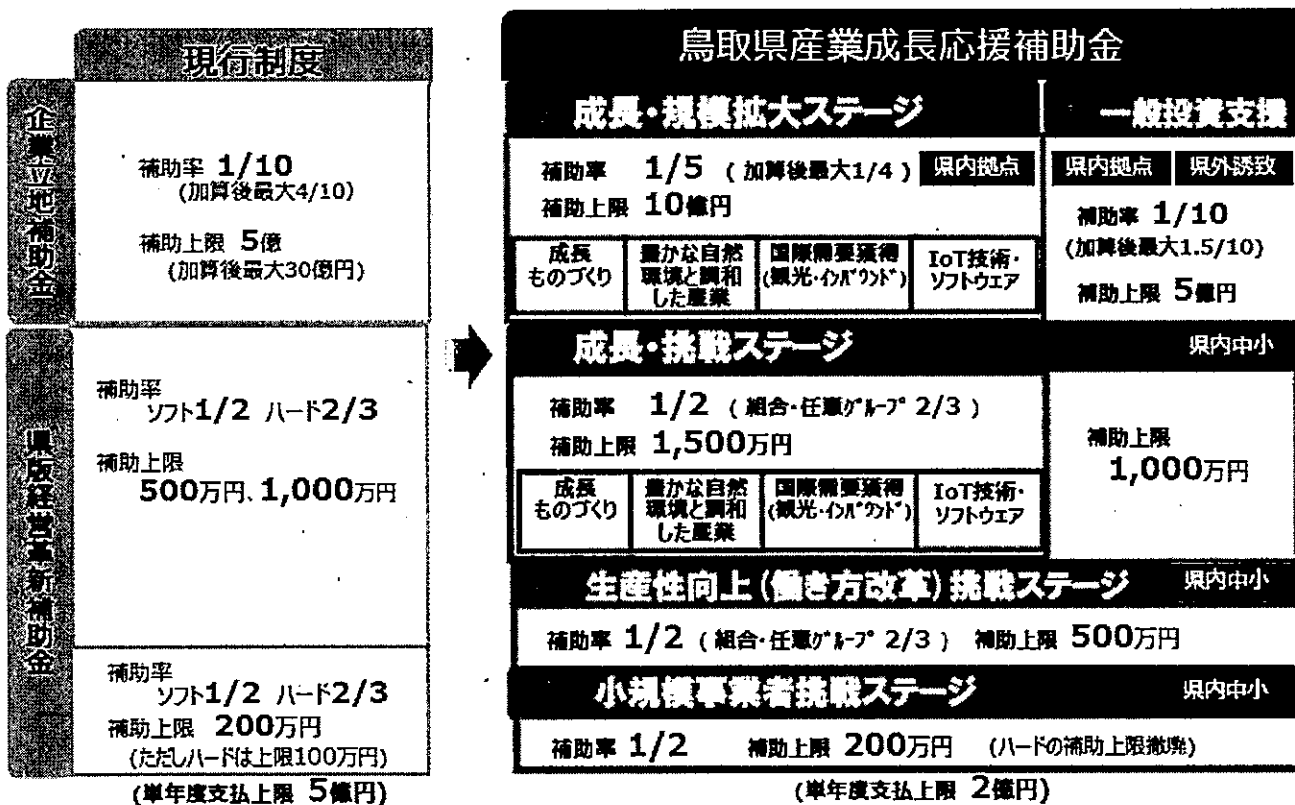
事業内容の説明

1 事業の目的、概要

人口減少、国内市場縮小等の環境変化の中で本県経済をさらに成長させていくため、「企業の成長への挑戦」を原動力（エンジン）とする新しい補助制度を構築する。鳥取県版経営革新総合支援補助金、企業立地事業補助金を再編・一本化し、企業の成長に応じた段階的な支援を提供する。

2 主な事業内容

- ① 「企業の成長への挑戦」をエンジンとして経済を牽引する、新しい補助制度を構築。
- ② 企業の成長に応じた挑戦ステージを設定。特に成長を推進する産業への挑戦は、柱立てして重点支援。



<新支援制度の概要>

区分	対象事業	対象経費	補助率	補助限度額	対象者
E 一般投資支援	一定額以上の投資による規模拡大の取組等	土地取得 設備投資 賃借リース料 投資関連事務費	1/10 ※+5%加算あり (土地・建物取得)	5億円	県内拠点企業、 県外企業
D 成長・規模拡大ステージ(重点分野)		投資関連事務費 人材確保費	1/5 ※+5%加算あり (先進技術・地域資源活用、本社機能拡充・移転)	10億円	県内拠点企業
C 成長・挑戦ステージ(重点分野)	将来の成長に向けた事業拡大の取組等	商品開発 販路開拓 設備投資 賃借リース料	1/2 (組合・任意グループ 2/3)	1,500万円 (重点分野) 1,000万円 (上記以外)	県内中小企業者等
B 生産性向上(働き方改革)挑戦ステージ	生産性向上(働き方改革)につながる取組等		1/2 (組合・任意グループ 2/3)	500万円	県内中小企業者等
A 小規模事業者挑戦ステージ	小規模事業者による新たな取組等		1/2	200万円	県内中小企業者等

(補助要件)

区分	要件								
E 一般投資支援 ※単年度補助金交付限度額：2億円	<p>対象事業者： 県内に事業所等を有する者、県外企業 対象事業： D認定を受けていない事業のうち、製造業・その他の指定業種の事業 対象経費： ○ 投資額 3,000万円超の工場・事業所等整備 ○ 操業後1年間のリース料・賃借料(土地・建物・設備) ※補助率は1/2 ○ 設備投資に付随する経費、人材確保に要する経費(Dに同じ。) ※設備投資費の1/20以内</p> <p>補助要件： <u>新規常用雇用者の増(3人以上)又は雇用維持 + 付加価値の増(+4%・年)</u></p>								
D 成長・規模拡大ステージ(重点分野) ※単年度補助金交付限度額：2億円	<p>対象事業者： 県内に事業所等を有する者 対象事業： 将来の成長に向けた事業拡大の取組で以下に該当する事業</p> <p>【重点分野】</p> <table border="1"> <tr> <td>成長ものづくり</td> <td>自動車・医療機器・航空/ロボット/宇宙・素形材関連</td> </tr> <tr> <td>豊かな自然環境と調和した産業</td> <td>食品製造加工・バイオ/ヘルスケア・美容/健康関連</td> </tr> <tr> <td>国際需要獲得(観光・インバウンド)</td> <td>宿泊・観光拠点/サービス整備・サプライチェーン再構築/体質強化</td> </tr> <tr> <td>IoT技術・ソフトウェア</td> <td>電子デバイス・情報通信・地域産業IoT化関連</td> </tr> </table> <p>対象経費： ○ 投資額 3,000万円超の工場・事業所等整備 ○ 操業後1年間のリース料・賃借料(土地・建物・設備) ※補助率は1/2 ○ 設備投資に付随する経費、人材確保に要する経費(従業員及びその家族の県内への転居費用や採用活動経費) ※設備投資費の1/20以内</p> <p>補助要件： <u>経営革新計画等の承認(県)又は地域経済牽引事業計画の承認(県)</u> + <u>新規常用雇用者の増(5人以上)又は雇用維持 + 付加価値の増(+5%・年)</u></p>	成長ものづくり	自動車・医療機器・航空/ロボット/宇宙・素形材関連	豊かな自然環境と調和した産業	食品製造加工・バイオ/ヘルスケア・美容/健康関連	国際需要獲得(観光・インバウンド)	宿泊・観光拠点/サービス整備・サプライチェーン再構築/体質強化	IoT技術・ソフトウェア	電子デバイス・情報通信・地域産業IoT化関連
成長ものづくり	自動車・医療機器・航空/ロボット/宇宙・素形材関連								
豊かな自然環境と調和した産業	食品製造加工・バイオ/ヘルスケア・美容/健康関連								
国際需要獲得(観光・インバウンド)	宿泊・観光拠点/サービス整備・サプライチェーン再構築/体質強化								
IoT技術・ソフトウェア	電子デバイス・情報通信・地域産業IoT化関連								
C 成長・挑戦ステージ(重点分野)	<p>対象事業者： 県内に主たる事業所を有する企業/組合・任意グループ 対象事業： 将来の成長に向けた事業拡大の取組で以下の重点分野、又はその他の分野に該当する事業</p> <p>【重点分野】(Dに同じ。)</p> <p>補助要件： <u>経営革新計画等の承認(県)又は地域経済牽引事業計画の承認(県)</u> + <u>ハード整備が事業費の1/2以上となるものについては、新規常用雇用者の増(1人以上)又は雇用維持 + 付加価値の増(+3%・年)</u> (地域経済牽引計画…地域未来投資促進法に基づき県が認定する企業の計画。)</p>								
B 生産性向上(働き方改革)挑戦ステージ	<p>対象事業者： 県内に主たる事業所を有する企業/組合・任意グループ 対象事業： 生産効率(労働投入量の低下)が向上する事業</p> <p>補助要件： <u>生産性向上(働き方改革)の取組 + 経営力向上計画の認定(国)等</u> (経営力向上計画…中小企業等経営強化法に基づき国が認定する企業の計画。)</p> <p>※ 生産性向上…労働投入量の低下による生産効率向上のこと。 ※ 働き方改革…従業員の就労意欲向上や職場環境改善のこと。</p>								
A 小規模事業者挑戦ステージ	<p>対象事業者： 県内に主たる事業所を有する小規模事業者(従業員20名以下) 対象事業： 新たな取組(商品開発、販路開拓、設備投資、賃借リース等)</p> <p>補助要件： <u>付加価値・経常利益・売上高のいずれかが増加する計画</u> ※ 補助は2回まで。設備投資上限100万円は撤廃。 ※ 新たな取組…自社にとっての新たな取組であって、自社のコンセプトやビジネスモデルを変える取組(単なるサービスメニューの追加等は対象外)</p>								

3 予算額 100,000千円 (A~C部分 50,000千円 + D・E部分 50,000千円)
債務負担行為 A・B部分 令和2~3年度 480,000千円、
C部分 令和2~4年度 140,000千円

4 「鳥取県産業成長応援条例」の設定

今回の補助制度創設に併せて、県内企業の成長への挑戦に係る支援を盛り込んだ、「鳥取県産業成長応援条例」を設定する。(→ 現行の鳥取県企業立地等事業助成条例は廃止。)

(制定主旨)

- 「鳥取県産業成長応援補助金」などの企業の成長への挑戦を支援する補助制度を取りまとめて条例化。
- 自治体の最上位例規である条例に規定することで、企業の成長を支援する県の意思を明確に示す。

※ 鳥取県企業立地等事業助成条例に基づいていた不動産取得税の不均一課税制度は、新条例においても適用する。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

立地戦略課 (内線: 7664)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 次世代ソフトウェア産業等 創出支援事業	143,903	0	143,903					
トータルコスト	148,666	0	148,666	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	事業認定手続、補助金交付手続				
工程表の政策目標 (指標)	県外企業の誘致の推進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の推進: 県内企業の新增設の増加を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内におけるシステム開発、ソフトウェア開発等のソフトウェア系産業の振興を図るため、先端的なIT関連企業の誘致や県内で新たにIT関連事業に取り組みようとする企業に対し、事業所及び設備機器の賃借に要する経費の一部を補助する。

昨今の雇用情勢の変化等を踏まえ、対象業種等の見直しを行うとともに、IJUターンによる人材確保を支援するため、県外から人材移転に要した経費の一部を新たに補助対象に追加する。

2 主な事業内容

○支援対象業種の見直し

雇用情勢の変化等を踏まえ、大量雇用の受け皿創出を目的とした「情報処理・提供サービス業(コールセンター等)」を支援対象から除外し、ソフトウェア系産業等を中心とした支援体系に見直しを行う。

○IJUターン経費を補助対象に追加

IJUターンによる雇用確保を促すため、企業がIJUターン者を採用又は転勤により県内移転する場合、企業が負担した採用・移転経費の一部を補助限度額の範囲内で補助する。

	改正後	改正前
事業名	次世代ソフトウェア産業等創出支援事業	次世代ソフトウェア産業等立地事業
対象業種及び雇用要件	ア) ソフトウェア業、デザイン・機械設計業 イ) コンテンツ事業 ウ) 一般事務・会計事務・事務用機器操作事務の事業 雇用要件: 5人以上	ア) 情報処理・提供サービス業 20人以上 (パート含) イ) ソフトウェア業、デザイン・機械設計業 5人以上 ウ) コンテンツ事業 3人以上 エ) 一般事務・会計事務・事務用機器操作事務の事業 5人以上
補助対象経費	1) 事業所の賃借に要する費用 2) 設備の賃借に要する費用 3) 企業が支出した以下の費用 i) 人材確保費(県外での採用活動に要する経費) ii) 従業員及びその家族の県内への転居費用等(社内規定に基づき企業が負担する移転に係る経費) ※事業開始から5年間が対象。 ※IJUターン者の採用・移転に限る。	1) 事業所の賃借に要する費用 2) 設備の賃借に要する費用
補助率・期間	1/2 (事業開始から5年間)	1/2 (事業開始から5年間)
補助限度額	1,000万円/年 ※3)に掲げる費用は、補助限度額の範囲内で5年間で総額150万円かつ雇用増1名につき30万円を限度とする。	ア)イ)に掲げる事業 1,500万円/年 ウ)エ)に掲げる事業 1,000万円/年

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成30年度に既存の「情報通信関連雇用事業補助金」「コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金」を「次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金」に一本化した。現在20件(県外10件、県内10件)の企業に対し補助金を交付している。
- 令和元年度6月補正予算以降は、新規制度で事業認定を行う。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
2 項 工鉦業費
1 目 工鉦業総務費

立地戦略課 (内線: 7664)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとり小規模ラボ開設支援事業	0	〔債務負担行為〕 10,000 6,000	〔債務負担行為〕 10,000 6,000				〔債務負担行為〕 10,000 6,000	
トータルコスト	0	7,588	7,588	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	交付決定手続、補助金交付手続				
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致の推進: 県外からの新規誘致を実現する							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県外企業による県内中山間地域への小規模な研究開発拠点(小規模ラボ等)の開設を支援し、空き家を活用した新事業創出や地域課題を解決する事業など中山間地域における産業創出を図る。

※鳥取県里山オフィス開設支援事業(当初予算)の一部を改正し、より中山間地域での雇用創造や活性化につながる新規事業として創設するもの。(里山オフィス開設支援事業は現在補助金交付中の案件があるため、事業としては存続。ただし新規の交付決定は行わない。)

2 主な事業内容

(1) 制度概要

	とっとり小規模ラボ開設支援事業	(参考) 里山オフィス開設支援事業
補助対象事業	○情報処理・提供サービス業に属する事業 ○ソフトウェア業、デザイン・機械設計業 ○まんが・アニメーション等コンテンツ企画制作業 ○自然科学研究所に属する事業 上記事業のうち、新たな技術・テーマの研究開発等が対象	○情報処理・提供サービス業に属する事業 ○ソフトウェア業、デザイン・機械設計業 ○まんが・アニメーション等コンテンツ企画制作業 ○自然科学研究所に属する事業
補助事業者	県外企業のうち、中山間地域に補助対象業種の事業所を開設し、2人以上(代表者を含む)の雇用を行う事業者。 ※代表者の3親等以内の親族は雇用者に含めない。 ※中山間地域…地域振興三法(過疎法、山村振興法、特定農山村法)で定める地域。	県外企業等のうち、中山間地域に1人以上(代表者を含む)が転入して、地域の空き家・空き店舗等を活用して事業所を開設する事業者。
補助対象経費	1. オフィスの改修経費 2. 事業所等の賃借に要する費用 3. 機器・設備の賃借に要する費用 4. 機器・設備費(取得金額30万円未満のみ) 5. 減価償却費(取得金額30万円以上の機器・設備についての補助期間中の減価償却経費相当) 6. 直接人件費(従業員の人件費のみ)	1. オフィスの改修経費 2. 事業所等の賃借に要する費用 3. 通信経費(電話回線等) 4. 直接人件費(従業員の人件費のみ) 5. その他経費(定款作成費、調査費等)
補助率・期間	1/2(最長36か月)	1/2(最長36か月)
補助限度額	5,000千円 ※うち改修経費に係る補助金額は2,000千円以内とする。 ※うち直接人件費に係る補助金額については補助金総額の30%以内とする。	5,000千円 ※1年目 3,000千円、 2・3年目 各1,000千円 ※うち直接人件費に係る補助金額については年5,000千円を上限とする。

(2) 事業費 2件 6,000千円
(債務負担行為 令和2~4年度 10,000千円(限度額))

3 これまでの取組状況、改善点

○平成27年6月補正で里山オフィス開設支援事業補助金を創設し、現在までに5件の交付決定を行った。

※里山オフィス開設支援事業の交付決定件数

平成29年度: 2件(大山町、鳥取市用瀬町)、平成30年度: 3件(智頭町、日南町、大山町)

○今後は中山間地域での産業創出に重点を置き、県外企業を対象に、新たな技術・テーマの研究開発等に取り組む小規模ラボの開設を働きかける。(令和元年6月補正予算以降は、里山オフィス開設支援事業による新規交付決定は終了し、本事業による交付決定に移行する。)

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興課 (内線: 7663)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ファインバブル産業創出事業	0	1,140	1,140				1,140	
トータルコスト	0	1,140	1,140	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務、関係機関との調整等				
工程表の政策目標(指標)	医療機器、バイオ、ICT、環境・エネルギーを次世代の成長産業とするため、県内企業等に対する支援を行う。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

次世代型産業として農水産業・工業・医療等の分野において幅広い用途(鮮度維持・洗浄廃液処理等)への活用が期待されるファインバブル技術について、産官学が連携して実施する事業化に向けた研究開発を支援することにより地域産業の強化・創出を図る。

(※) ファインバブル: 気泡のサイズが100μm(マイクロメートル)以下のマイクロバブル及びナノバブルの総称。気体溶解効果及び気体封入効果があり、封入する気体や気泡のサイズにより幅広い機能を付加することができる技術

2 主な事業内容

区分	予算額(千円)	内容
ファインバブル研究会支援補助金	800	ファインバブルの活用を検討する企業と研究機関等で構成される研究会での事業化に向けた可能性調査等に必要となる経費に対して助成する。 ・限度額: 400千円(採択予定は2研究会) ・補助率: 2/3
ファインバブルセミナー	340	ファインバブル技術の可能性と導入実例、研究会の成果等を紹介するセミナーの開催。

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成30年度、ファインバブル技術による新規産業の創出、地方創生を目指す自治体・関係機関による情報交換等を実施する「ファインバブル地方創生協議会」の総会を本県で開催した。その際、ファインバブル技術の導入可能性・実例等を紹介するセミナーを開催し、県内外の企業等約100名が参加した。
- 米子工業高等専門学校においてマイクロバブルの勉強会が実施されており、実用化に向けた研究会が県内企業からの参加も含めて立ち上がりつつあることから、本年度はそれらの活動を支援していく。

《参考》ファインバブル実用化状況

・ファインバブルの洗浄効果は一部で実用化されており、西日本の高速道路休憩施設内のトイレ洗浄等の活用事例がある。県内ではマサバ陸上養殖で井戸海水の酸素を高濃度とするためファインバブル技術が応用される等の取組も進んでいるところ。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
2 項 工鉱業費
2 目 中小企業振興費

産業振興課 (内線: 7663)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 医工連携新時代! 医療機器開発支援事業	0	〔債務負担行為〕 10,000 5,358	〔債務負担行為〕 10,000 5,358				〔債務負担行為〕 10,000 5,358	
トータルコスト	0	5,358	5,358	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務、関係機関との調整等				
工程表の政策目標(指標)	医療機器、バイオ、ICT、環境を次世代の成長産業とするため、県内企業等に対する支援を行う。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内企業の新事業展開を促進するため、次世代産業である医療機器分野にて医療現場や介護福祉現場と連携して実施する製品開発に関する取組を支援する。

2 主な事業内容

事業実施主体である(公財)鳥取県産業振興機構に対して助成する。

区分	予算(千円)	内容
医療機器開発プロジェクト支援補助金	5,000	医療現場や介護福祉現場と県内企業が連携して取り組む医療機器開発プロジェクトを支援する。 ・限度額: 5,000千円(採択予定2件) ・補助率: 1/2 ・事業期間: 最長2か年度 (補助金5,000千円×2件×年度内執行率50%=5,000千円)
その他	358	審査会開催に要する経費

3 これまでの取組状況、改善点

- 鳥取大学は平成26年度より「国産医療機器創出促進基盤整備等事業(国事業)」の採択を受け、医療機器開発に意欲のある県内企業を対象にした人材育成(共学講座)を行っており、平成30年度は27社の企業が共学講座に参加している。
- 県は平成27年度より「とっとり発医療機器開発支援事業」を創設し、鳥取大学共学講座を通じて創出された医療機器開発プロジェクトに対して委託支援を行い、これまでに12件のプロジェクトを採択している。
- 現在、プロジェクトで開発された医療機器等3件が販売開始しており、県内企業の医療機器産業への参入が進むなか、今年度は「とっとり発医療機器開発支援事業」を組み換えし、鳥取大学を含む医療、介護、福祉現場等と連携した機器開発について支援する。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
2目 中小企業振興費

産業振興課 (内線: 7663)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) IOT・AI新時代!地域産業スマート化推進事業	0	〔債務負担行為〕 30,000 18,092	〔債務負担行為〕 30,000 18,092				〔債務負担行為〕 30,000 18,092	
トータルコスト	0	18,092	18,092	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務、関係機関との調整等				
工程表の政策目標(指標)	医療機器、バイオ、ICT、環境・エネルギーを次世代の成長産業とするため、県内企業等に対する支援を行う。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内企業による先端ICT技術(IOT・AI等)の導入を推進するため、支援機関(地独)鳥取県産業技術センター、(公財)鳥取県産業振興機構)や学術機関(鳥取大学、米子高専等)と連携した開発・実証プロジェクトを支援することにより、先端技術利活用の裾野を拡大し地域産業の生産性向上を図る。

- (※)「IOT」:「Internet of Things」の略であり、世の中の様々な物体(モノ)に通信機能を持たせることにより離れた”モノ”の状態を知り、操作することのできる技術
- (※)「AI」:「artificial intelligence(人工知能)」の略であり、人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称

2 主な事業内容

(1) 地域プロジェクト型開発・実証支援事業(15,000千円)

補助事業の内容		県内企業の先端ICT技術導入を促進するため、先端技術の利活用をけん引する産官学連携プロジェクトの開発・実証を支援する。
区分	最先端技術挑戦型	将来的に普及が期待される最先端ICT技術を活用(搭載)したサービスや新商品の開発・実証などに挑戦するプロジェクトの支援。 (イメージ: 余剰電力の将来的有効活用を目的として、新規にAI・IOTを導入して構築される電力受給予測解析システムの開発・実証) ・補助上限 15,000千円/件(補助率 2/3) ・事業期間 最大24ヶ月
	地域実装定着型	地域単位で定着や実装が見込める先端技術を活用したサービス等の開発・実証を行うプロジェクトの支援。 (イメージ: すでに開発されたIOT・AI技術を活用した農作物栽培に係る作業(土づくり、栽培管理など)の効率化・軽減システムの開発・実証) ・補助上限 15,000千円/件(補助率 1/2) ・事業期間 最大24ヶ月
予算額		平成31年度補助率 30,000千円 × 年度内執行率 1/2 = 15,000千円 ※最先端技術挑戦型1件、地域実装定着型を1件採択予定

(2) 県内中小企業IOT実装支援事業(2,800千円)

県内中小事業者が行うIOT導入の前提となる企業課題の抽出・分析や、IOT機器・システムの選定・試作・実装などの取組みに対して、専門家を派遣し件走支援する。

- ・交付先 鳥取県産業振興機構
- ・補助額 2,800千円(補助率 10/10)
- <補助額内訳> 専門家謝金 200千円×2回(1社)×5社= 2,000千円
専門家旅費 80千円×2回(1社)×5社= 800千円

(3) 補助金審査会の開催(292千円)

地域プロジェクト型開発・実証支援事業の補助金審査会に要する委員報酬及び費用弁償

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成27年度より、先端技術導入・開発支援に係る補助金にて、地域課題の解決に向け12件を採択し、ウェアラブル機器を活用した農業遠隔支援、高齢者・子ども見守りシステム、看護・介護者負担軽減システム、製造業における工場・製造工程見える化システム等の開発成果(10件完了、2件開発中)があった。
- 平成29年度に、県内企業の先端技術導入を促進する「とっとりIOT推進ラボ」が開設され、現在90社の県内企業・団体が登録している。平成30年度には、(公財)鳥取県産業振興機構に先端技術導入に関する専用相談窓口として「IOT・AI導入サポートセンター」が開設された他、IOT専門家スクールが開講され32名が受講・修了している。
- 本年度、(地独)鳥取県産業技術センターにAI・IOT・ロボット等先端技術実装支援拠点が整備され実装支援機能が強化されることから、支援機関や学術機関との連携支援体制を強化して、さらなる県内企業による先端ICT技術の実装支援の強化を図っていく。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
2 項 工鉱業費
2 目 中小企業振興費

産業振興課 (内線: 7663)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
(新) 起業新時代チャレンジ支援事業	0	13,913	13,913	6,040		7,873	
トータルコスト	0	13,913	13,913	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務、関係機関との調整等			
工程表の政策目標(指標)	地域創業や成長性の高い起業の促進・地域と連携した起業創業の持続と成長に向けた支援						

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

地域課題解決を目指した成長性を見込める起業家等の育成支援により地域経済の活性化を図る。

2 主な事業内容

県内で起業する起業家に対して起業支援専門家による伴走支援や、起業に必要な経費補助支援を実施する。また、中山間地域振興に係る起業・継業(あとつぎ)支援を推進し地域課題解決や地域活性化を目指す。

(1) 起業家伴走支援隊(仮称)設置(1,833千円)

県内外の著名な起業支援専門家等で構成する「起業家伴走支援隊(仮称)」を設置し、とっとりスタートアップキャンプ等で選抜された有望な起業家に対する伴走支援(事業プランの磨き上げから事業化まで)を(公財)鳥取県産業振興機構において実施する。(国事業「創業支援等事業者補助金(中小企業庁所管)」活用予定。)

(※) とっとりスタートアップキャンプ:平成29年度より県主催で実施している成長性高い事業プランを全国公募し、県内外の起業支援専門家等によって事業プランの磨き上げ指導を行うとともに、優秀な事業プランを選抜する起業家育成事業。

(2) ローカルベンチャー支援補助金(10,000千円)

県内で地域課題解決に取り組む起業家による事業を支援する。
(「ワクワク地方生活実現政策パッケージ起業支援補助金(内閣府所管)」活用予定。)

支援内容	地域課題を踏まえ社会的事業分野(地域資源活用、中山間振興等)の解決に資する事業で起業するための経費支援
実施主体	鳥取県産業振興機構
補助額(補助率)	上限額2,000千円/件(1/2)
対象者	県内起業予定者(東京23区からの移住起業家の場合、さらに1,000千円の移住支援金支給)[支援件数:5件]
補助対象経費	人件費、機器等リース費、広告宣伝費、産業財産権購入費等

(3) 中山間地域振興に係る起業・継業(あとつぎ)支援プロジェクト(2,080千円)

中山間地域における課題解決に取り組む起業促進、および事業継続が困難となっている店舗・サービス等の継業促進を目的として、県内外の起業関心者・移住者等を対象とした現場体験、視察・交流を実施する。(地方創生交付金の活用)

(※) 継業(あとつぎ):事業承継の中でも地域との関わりが強くコミュニティの維持やにぎわいづくりに必要となる事業を移住者等の第3者が継ぐこと。

区分	内容等	要求内訳(千円)
①現地視察・交流会開催	地域おこし協力隊、県外移住希望者等を対象に継業希望の店舗等の現地視察及び交流会開催に係る経費。	1,702
②現地視察後のお試し体験支援	①の現地視察後、実際に店舗等でお試し起業・継業体験を行う場合、旅費・宿泊費を補助(補助率1/2)する。 ・補助対象 旅費宿泊費(2週間/人、10名想定)	378

《継業促進のための支援策「地域のなりわい継業支援事業費補助金」(制度要求)》

中山間地域における事業継続が困難となっている店舗・サービス等の継業を促進するため、県内市町村が実施する継業支援の一部を補助するもの(補助対象:市町村、補助事業実施主体:市町村または市町村が認める地域組織)。

支援内容	補助率等
(ア)継業に係る初期費用の支援	市町村負担額の2分の1(限度額:3,000千円)
(イ)継業に係る賃借料の支援	同上(限度額:50千円/月(最大2年間支給))
(ウ)継業者の研修・生活基盤確保等に要する経費	同上(限度額:60千円/月(最大2年間支給))

3 これまでの取組状況、改善点

○平成29年度から開催している「とっとりスタートアップキャンプ」では、これまで県内での事業化を目指す起業家が県内外から計79名(県内73名(高校生含)、県外6名)参加し9名が起業(準備中含)したほか、I J Uターンにつながる事例も生まれている。

○今回の補正では、平成31年度当初予算「とっとりスタートアップキャンプ」事業に加え、起業家から特に要望の高い伴走支援(特に資金調達支援)について国予算を活用して拡充支援することで、県内で事業化を目指す起業家育成支援について強化することとしている。また、中山間地域振興での起業や事業継続が困難となっている店舗・サービス等の継業について新たに支援制度を設ける。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
2 項 工鉱業費
2 目 中小企業振興費

産業振興課 (内線: 7663)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取発知財創造教育推進事業	0	1,700	1,700	850			850	
トータルコスト	0	1,700	1,700	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託契約業務、関係機関との調整等				
工程表の政策目標(指標)	産学官連携による技術・研究成果の情報発信、知的財産活用に向けた基盤づくりを行い、県内企業の新事業展開、販路開拓につなげる。							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

産学官連携による知財教育推進コンソーシアム（「とっとりイノベーション教育コンソーシアム（仮称）」）を編成し、小学校等の教育現場や県内企業を対象とした授業や研修会等を開催することで、次世代の県内産業人材の育成及び県内企業の技術・製品開発能力の向上を図る（事業実施主体：（社）鳥取県発明協会）。

2 主な事業内容

区分	事業費(千円)	概要
県内企業と連携した「発明楽」授業の実施	810	鳥取大学医学部考案のイノベーション教育用テキスト「発明楽」を活用した県内企業の技術・製品を学ぶ出前事業の実施。
イノベーション教材づくり	553	鳥取大学監修の元、教育現場及び企業等の研修会向けのイノベーションに関する学習教材の作成。
発明チャレンジコンテスト開催	712	小中学生等から発明に関する企画を募集し、大学関係者及び県内企業の技術者等から評価やアドバイスを受けるコンテストの開催。
イノベーション教育の普及促進	225	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向け医療機器開発講座の開催 新たな研究開発の発想や技術を掘り起こす契機となる企業向け研修会の開催（（公財）鳥取県産業振興機構による医療機器関連産業戦略研究会との連携）。 ・北東アジア地域産業技術フォーラムでの発信 同フォーラムで「日中韓イノベーション教育」をテーマに「発明楽」授業を公開するなど国際イノベーション交流の実施。 ・全国への情報発信 内閣府と連携して東京都内での「発明楽」出前授業の開催（年2回） ・「とっとりイノベーション教育コンソーシアム（仮称）」開催 都道府県単位での全国初のイノベーション教育に関する産学官連携のコンソーシアム（年2回）
合計	2,300	発明協会への県委託料：1,700千円 発明協会への商工団体・会員企業からの協賛金：600千円

3 これまでの取組状況、改善点

○平成29年度から実施していた教育現場での知財出前授業に、平成30年度から鳥取大学医学部で考案された「発明楽」を導入し産学官連携の事業として実施したところ、内閣府知財創造教育推進コンソーシアムにおいて、同取組は全国モデルのエコシステムとして高く評価された。

《参考》発明楽

- ・鳥取大学医学部で考案された新しいアイデア（発明）を生み出すための発想法を学ぶテキスト。
- ・「四則演算」を応用することで新しいアイデアにつながることを小学生にもわかりやすく紹介。
- ・平成25年より県内一部小学校で同テキストを活用した授業が始まり、平成30年には同テキストの全国販売が開始されている。

○そこで、今年度は本県の教育現場での学生の創造力向上の寄与に加え、県内企業の魅力ある商品・技術力に対するキャリア教育、医療機器等の開発推進、地域発の知的財産の全国発信等を図るため、「とっとりイノベーション教育コンソーシアム（仮称）」を編成し、さらなる取組み強化を図る。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉦業費
2目 中小企業振興費

産業振興課 (内線: 7663)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとりバイオフロンティア基金造成補助事業	0	9,315	9,315				9,315	
トータルコスト	0	9,315	9,315	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務、関係機関との調整等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

平成30年度とっとりバイオフロンティアの指定管理料について、指定管理者である公益財団法人鳥取県産業振興機構に対して基金造成のための補助金を交付する。

<基金造成補助金の仕組み>

県立の指定管理施設のうち指名指定により管理を行っている施設については、指定管理者の経費節減努力の誘因となるよう、管理委託料の余剰金をいったん県に全額返還した後、そのうち、真に経営努力といえる経費の3分の2を指定管理者が設ける基金に積み立て、自主的に行う公益事業等の実施に充当できる仕組みとしている。

2 主な事業内容

平成30年度とっとりバイオフロンティア管理委託料支払額90,578千円の余剰額22,795千円のうち複数年契約導入による節減等、経営努力によらない額等を控除した額の3分の2を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

(単位: 千円)

区分	金額
平成30年度管理委託料余剰額 (A)	22,795
複数年契約導入による節減等、経営努力によらない額 (B)	8,822
差引 (C) = (A) - (B)	13,973
基金造成補助金 (C) × 2 / 3	9,315

○補助金交付先: 公益財団法人鳥取県産業振興機構 (指定管理者)

○基金を充当できる事業

- ・機能向上のための施設設備・機器の設置、開放機器の消耗品購入、メンテナンス等を行う施設設備・機器整備事業
- ・施設の情報提供、利用企業の誘致等を行う利用促進事業
- ・とっとりバイオフロンティアにて行う開放機器利用説明会、バイオ人材講座等の研修事業
- ・先進地や類似施設の視察・研修等の職員研修事業

3 これまでの取組状況、改善点

○本余剰金については、バイオフロンティアの機能向上及び施設を利用する研究者の利便性向上のため、主に施設設備・実験機器の設置等の整備に活用している。(過去の実績: 顕微鏡等の実験機器の設置及び実験室等の施設整備等)

○現在、バイオフロンティアの入居スペースは満室、機器利用件数も増加傾向となっており、開所時(H23.4)に比べ施設の利用促進が進んでいる。今後、染色体工学技術やバイオ関連企業の事業化に向けたマッチング支援に取り組む。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

企業支援課 (内線: 7242)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「One-In」圏域連携促進支援事業	0	〔債務負担行為〕 4,000 5,040	〔債務負担行為〕 4,000 5,040				〔債務負担行為〕 4,000 5,040	
トータルコスト	0	5,040	5,040	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係商工団体との連絡調整、補助金交付事務、会議開催				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的

山陰道・鳥取西道路・山陰近畿自動車道等の高規格道路網の整備や境港フェリーターミナルの完成等により、今後本県ではヒト・モノの流れの活発化・効率化や広域観光交流圏の拡充・強化が見込まれる。これらの外部環境と密接な関係がある卸・小売業、運輸業、サービス業等の業種においては、商圏拡大や物流機能構築の好機であり、また、県内商工団体においては他圏域の商工団体との交流連携が容易になることが想定されることから、他圏域の個別企業や商工団体との連携を促進し、県内企業の商圏拡大及び地域経済活性化に繋げていく。

「One-In」圏域とは…高規格道路網の整備等を契機に、但馬地域や島根県を含め1つのエリアとして一体的に取組む経済・観光圏域のこと

2 主な事業内容

単独の事業活動では得られない更なる相乗効果(企業の収益性向上や地域経済活性化等)を創出するため、他圏域の商工団体と連携した取組や企業間の連携した取組を支援するとともに物流機能活性化等の検討や統計データの活用を通じた更なる商圏拡大を図るためのセミナーを開催する。

(1) 商工団体の他圏域交流連携支援 <予算額 1,000千円>

事業内容	通常の単独の事業活動では得られない相乗効果(事業者の収益性向上や地域経済活性化等)の創出を図るため、県内商工団体が実施する他圏域の商工団体との連携した取組を支援
補助上限	1団体あたり上限500千円(補助率10/10)
対象経費	県内商工団体が他圏域(鳥取・島根・兵庫)の商工団体との交流連携等に要する会場使用料・旅費等の経費

(2) 商圏拡大支援事業(調査型) <予算額 3,000千円>

事業内容	他圏域(鳥取・島根・兵庫)の企業との企業間連携により商圏拡大を目指す事業者等が実施する商圏拡大に資するための調査検討に要する経費を支援
補助上限	1,000千円
補助率	1/2
実施期間	12ヶ月以内
補助要件	他圏域(鳥取・島根・兵庫)の企業と連携して商圏拡大を目指す事業者等のモデル的取組
対象経費	市場調査費用、テストマーケティング費用、外部専門家活用費用等

※「企業間連携」とは、通常の単独の事業活動では得られない相乗効果(製造品、売上額等)を生み出すことを目的とした同業・異業種間の共同活動をいう。

(3) 広域物流構築会議 <予算額 700千円>

検討内容	One-In連携による物流活性化、発展する物流網の活用、輸送体制の構築等
出席者	○運送事業者(トラック、JR貨物、海運、航空等) ○外部専門家(物流関係有識者、物流コンサルタント等) ○荷主企業、業界団体、関係商工団体 ○行政関係機関(国交省鳥取運輸支局、鳥取県等)
対象経費	検討会経費(講師謝金、旅費、会場使用料)

(4) 地域経済統計活用セミナー <予算額 340千円>

事業内容	圏域の産業統計データを活用し、One-In連携による県内事業者の商圏拡大・新規需要拡大に向けて、事業者を対象とした統計データ活用セミナーを実施
対象経費	セミナー経費(講師謝金、旅費)

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年の鳥取自動車道開通時、県内の卸小売・サービス事業者等が行う商圏拡大・県外海外需要獲得に伴う個社の取組に対して、展示会・商談会経費、マーケティング調査費、専門家経費等を支援した結果、取引先の拡大や売上増等に繋がった好事例も見られた。

今回創設する制度においては、他圏域連携による商工団体間や企業間の取組支援のほか、物流機能及び産業統計活用の側面からも企業の商圏拡大を支援していく。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

企業支援課（内線：7658）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小規模事業者等経営支援交付金	868,257	1,950	870,207				1,950	
トータルコスト	880,958	1,950	882,908	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	商工団体が行う経営支援活動の連絡調整、交付金交付事務（申請書の審査、交付金支払、事業実施状況の確認）、業務の指導・監督等				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本年10月に消費税率の引き上げ、軽減税率の導入が予定されており、消費増税に伴い国は「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施することとしている。
これらの制度改正に対して県内事業者が円滑に対応できるよう支援する。

（参考：国が実施する「キャッシュレス・消費者還元事業」について）

消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店等で支払いを行った場合に、決済事業者が5%分のポイントを消費者に還元等するための経費を支援する。併せて、中小・小規模の小売店等に決済端末を導入するための経費及び中小・小規模の小売店が決裁事業者に支払う加盟店手数料を支援するもの。

2 主な事業内容

県内小規模事業者等が消費増税・軽減税率制度、キャッシュレス化等に円滑に対応できるよう、小規模事業者等経営支援交付金を臨時的に増額し商工団体による支援を強化する。

<実施体制>

区分	実施機関
商工会・商工会連合会	単位商工会（18ヶ所）、産業支援センター（3カ所）
商工会議所	中小企業相談所

<商工団体による実施予定事業>

- (1) 税理士等の専門家を活用した相談体制の強化
- (2) 税務に関する個別相談会の開催
- (3) キャッシュレスに関するセミナー、合同相談会の開催

3 これまでの取組状況、改善点

○平成26年6月、小規模基本法及び改正小規模支援法が成立し、従来の理念「企業の成長発展」に「事業の持続的発展」が新たに加えられたことを受け、平成27年度当初予算において小規模事業者等経営支援交付金を拡充し、定数増による体制強化及び事業費の増額を行い、伴走型の支援体制を構築した。

[支援体制強化] 商工会・商工会連合会3名増、県内4商工会議所13名増

[事業費増額] 商工団体が販路開拓や新事業展開などの支援を実施するための事業費を増額

○今回の消費税率引き上げについては、期日が近づくにつれて問合せや相談等が集中することが予想されることから、臨時的に商工団体の支援機能を強化する。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

2目 商業振興費

企業支援課（内線：7658）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域商業需要変動対策・にぎわい創出支援事業	0	5,000	5,000				5,000	
トータルコスト	0	5,000	5,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	商業・サービス業の活性化（まちなか振興・商店街の活性化）							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

人口減少、少子・高齢化やインターネット通販の普及など地域商業を取り巻く環境が大きく変化していることに加え、本年10月には消費税率の引き上げも予定され、商業需要が大きく変動することが予想される。このような中、地域経済の活力維持や県民生活の向上に重要な役割を果たしている中小商店の需要変動や環境変化への対応やにぎわいの創出を支援する。

2 主な事業内容

商店街組織等が実施する集客促進、需要喚起に持続的効果のある取組及びその効果を最大化するための地域の事業者の魅力アップに資する取組を臨時的に支援し、消費税率の引き上げによる需要変動への対応や地域商業のにぎわい創出を図る。

<制度内容>

事業実施主体	商店街組織等（商店街振興組合、商工会等）
対象事業	(1) 新たな集客・リピーター獲得や需要喚起により地域商業の活性化に持続的な効果を目指す新たな取組 例：割引券の発行、統一ポイントカードの発行、まちゼミ、100円商店街 等 (2) 地域の事業者の魅力アップに資する取組 例：新名物開発、統一ブランド作成発信、マーケティング調査、専門家による店づくりセミナー・個別アドバイス、マスコット製作、ホームページ製作、PR動画製作、アプリ開発 等
補助額	上限額100万円（補助率1/2）
対象経費	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成費含む）、資料購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑務費、その他の経費
補助要件等	・売上維持・増加等の数値目標の設定を要件とする。 ・消費増税を契機に新たに実施することを要件とする。（毎年実施している継続的な取組みは対象外とする。） ・単発の集客イベント等は、持続的効果の観点から対象外とする。 ただし、イベント等の来街者を、当該イベント等を契機として新規顧客に取り込むための工夫を行うものは対象とする。（例：次回来店時クーポン配布など）

3 これまでの取組状況、改善点

○前回の消費増税時、国は「地域商店街活性化事業」を実施し、商店街組織等が恒常的な集客力向上や販売力向上を目指して行う集客促進、需要喚起の取り組みを支援し、県内では15件の事業が当該事業に採択された。

○本年10月に予定されている消費増税については、国が同様の事業を実施する予定が無いが、地元商店街から同様の制度を求める声が強いため、単県で措置するもの。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
3目 金融対策費

企業支援課（内線：7453）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業自立サポート事業(制度金融費)	690,667	△6,431	684,236				△6,431	
トータルコスト	702,574	△6,431	696,143	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	保証協会との調整、補助金事務等				
工程表の政策目標(指標)	資金調達の変質化：中小・零細企業の資金繰り環境の変質化を図るための資金制度の構築・運営							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

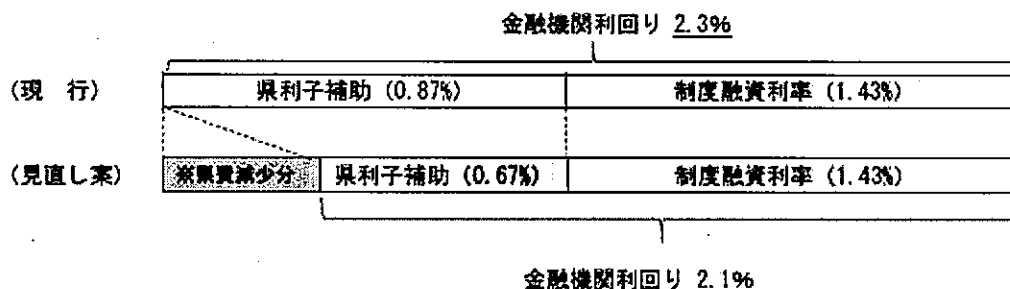
県内中小企業者等の事業の活性化、経営の安定化等に要する資金の変質な調達を図るため、金融機関が中小企業者等に低利で融資できるよう当該低利の利率（制度融資利率）と金融機関利回りとの差（金融機関の減収相当額）を金融機関へ補助する。

2 主な事業内容

市中金利等の下落状況を踏まえ金融機関利回りを引下げることに伴う県の金融機関への補助金の減額補正である。

融資期間	金融機関利回り（単位：％）	
	現行	改正後
1年以内	2.1	1.9
10年以内	2.3	2.1
10年超	2.6	2.4

<イメージ図>（融資期間10年以内・制度融資利率1.43%の例）



3 これまでの取組状況、改善点

○県はこれまで、セーフティネット、創業支援、新事業展開等の目的に応じた資金を創設し、中小企業者等の資金繰りを支援してきた。

○また、台風被害等の自然災害や社会情勢の変動等突発的な事象に対しても、当該事象に対する資金を迅速に発動することで中小企業者等の資金繰りの不安を払拭してきた。

（例）H28年度中部地震、H30年7月豪雨、H30年台風第24号、H30年度燃油価格高騰、H31年円高等
融資実績 H30年度：155億円、H29年度：183億円、H28年度：315億円（H28中部地震対策で増加）

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
1 項 商業費
3 目 金融対策費

企業支援課 (内線: 7453)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
信用保証料負担軽減補助金	368,082	3,056	371,138				3,056	
トータルコスト	371,257	3,056	374,313	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	保証協会との調整、申請書審査・補助金交付決定等				
工程表の政策目標(指標)	資金調達の変質化: 中小・零細企業の資金繰り環境の変質化を図るための資金制度の構築・運営							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内中小企業者等は、企業自立サポート事業(制度融資)を利用する場合、鳥取県信用保証協会へ信用保証料を負担しているが、中小企業者等の負担軽減を図るため、この信用保証料を低くすることができるよう当該信用保証料率と基本保証料率(経営状況に応じて設定された全国統一の料率)との差(鳥取県信用保証協会の減収相当額)を鳥取県信用保証協会へ補助する。

2 主な事業内容

生産性向上のための設備投資など中小企業者等の新たなチャレンジのための投資活動等に寄与する以下の資金について、鳥取県信用保証協会と協調しさらに信用保証料率を引下げることで、中小企業者等への支援を強化する。

見直し対象資金	見直し概要	基本保証料率 A=B+C+D	事業者負担率(B)		県補助率(C)		協会負担率(D)	
			現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
新規需要開拓設備資金(通常) ※設備投資を行う際に利用する融資期間の長い資金(最大20年)	保証料率を県の負担で△0.4ポイント程度引下げる	0.45% ~1.90%	0.45% ~1.08%	0.23% ~0.68%	0% ~0.82%	0.22% ~1.22%	-	-
創業支援資金 事業承継支援資金 ※創業や事業承継を行う際に利用する資金	保証料率を信用保証協会の負担で△0.1ポイント程度引下げる	0.45% ~1.90%	0.21% ~0.58%	0.21% ~0.48%	0.22% ~1.22%	変更なし	0.02% ~0.10%	0.02% ~0.20%
中小企業小口融資 小規模事業者融資 ※従業員が20人以下の零細企業等を対象とした利用用途を問わない資金	保証料率を県、保証協会がそれぞれ△0.1ポイント程度ずつ引下げる	0.45% ~2.20%	0.13% ~0.68%	0.11% ~0.48%	0.22% ~1.42%	0.24% ~1.52%	0.10%	0.10% ~0.20%

(例) 新規需要開拓設備資金(通常) ※括弧内の数値は現行

信用区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
事業者負担率	0.68 (1.08)	0.64 (1.04)	0.59 (0.99)	0.54 (0.94)	0.49 (0.89)	0.45 (0.85)	0.40 (0.80)	0.30 (0.60)	0.23 (0.45)
県補助率	1.22 (0.82)	1.11 (0.71)	0.96 (0.56)	0.81 (0.41)	0.66 (0.26)	0.55 (0.15)	0.40 (0)	0.30 (0)	0.22 (0)
協会負担率	-	-	-	-	-	-	-	-	-

<イメージ図> (信用区分5の企業(平均的な企業)が新規需要開拓資金(通常)を活用する場合の例)

基本保証料率 1.15%

(現行)	県利子補助 (0.26%)	事業者負担率 (0.89%)
(見直し案)	県利子補助 (0.26+0.40)% ※県費増加分	事業者負担率 (0.49%)

事業者負担 △0.4%

3 これまでの取組状況、改善点

○県はこれまで、セーフティネット、創業支援、新事業展開等の目的に応じた資金の創設とともに、信用保証協会と協調し独自に信用保証料の引下げを行い中小企業者等の資金繰りを支援してきた。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
4目 貿易振興費

通商物流課 (内線: 7659)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 戦略的グローバル展開支援事業	9,100	0	9,100					
トータルコスト	15,450	0	15,450	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	補助事業認定手続、補助金交付手続				
工程表の政策目標(指標)	海外展開企業の増加、海外需要獲得							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

TPP11及び日EU・EPAが発効等により拡大したチャンスを獲得するため、戦略的に海外展開に取り組む県内企業を支援する。

2 主な事業内容

○対象とする事業に、「グローバル人材(高度外国人材含む)の確保による海外展開」を追加する。

予算額: 7,500千円(H31年度当初予算計上済み)

対象とする事業	対象経費	対象者・地域	補助率・上限・期間
国際経済動向の変化にいち早く対応し、海外市場におけるブランド化・市場獲得及びグローバル人材(高度外国人材含む)の確保による海外展開に取り組む事業	コンサルティング料 各種認証・規格取得手数料 調査費 専門家派遣費 渡航費 出展費 通訳翻訳費 各種証明認可取得料 等	(対象者) ・海外展開を行う中小企業グループ・団体(県内企業が、3社以上参加必要) ・県内中小企業 (対象地域) TPP11、日EU・EPA、RCEP、アメリカ合衆国、ロシア	(中小企業グループ・団体) 補助率: 2/3 上限: 3,000千円 期間: 12か月 (中小企業) 補助率: 2/3 上限: 1,500千円 期間: 12か月

※下線部が拡充部分

3 これまでの取組状況、改善点

○平成30年度より、国際経済動向の変動により拡大する海外市場の獲得に取り組む県内企業を、戦略的海外展開構築支援事業補助金により支援。同補助事業を活用し、東南アジア地域における海外展開の方向性を調査した中小企業グループから、現地の機関と連携した取り組みがうまれつつある等、具体的な動きにつながっている。

○企業が海外需要を獲得するためには、言語・商習慣等の知識を備えたグローバル人材が必要とされるが、県内中小企業ではそうした人材が不足している。

【企業の声】

- ・技術も言葉も高いレベルで分かる高度外国人材を採用し、海外展開の中核としたい。
- ・現地企業に開発・生産を委託するにあたって、高度外国人材を採用し日本との調整役としたい。外国人材の新鮮な視点が、日本人社員の意識改革にもつながる。
- ・海外の引き合い増に対して、社内に海外対応を任せられる人材が不足している。グローバル人材を採用し、チャンスを逃さずに海外需要を獲得していきたい。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

5 款 労働費
 1 項 労政費
 1 目 労政総務費

雇用政策課 (内線: 7229)
 (単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	181,117	△2,446	178,671			<雑入> △6	△2,440	

事業内容の説明

組織改正に伴う定数の削減 (非常勤職員 1 名減) による職員人件費の減に伴う減額

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
2 項 工鉱業費
1 目 工鉱業総務費

雇用政策課(内線:7699)
→ 一部事業実施:ふるさと人口政策課

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
若者県内就職緊急強化事業	14,854	29,917	44,771	2,674			27,243	
トータルコスト	18,823	29,917	48,740	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	学生登録システムの構築・登録促進、企業の採用活動助成・採用力向上等支援、大学連携協定締結・連携事業の取組強化				
工程表の政策目標(指標)	高校・大学、産業界等と連携した若者の県内就職・定着の促進							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

学生等の県外流出・就職による人口減、人手不足等に対処することが急務であることから、とっとり就活ナビ「とっとり学生登録」を促進し学生への情報発信を強化するため、簡易に登録でき、登録のメリットがある新しい登録システムを構築するとともに、企業の採用活動への支援、企業の魅力・採用力の向上、県外大学との協定締結の促進に取り組む。

2 主な事業内容

(1) 【新規】「鳥取ふるさと登録」システムの構築・運用(10,420千円) 【移管】

アプリによる簡易に登録できる機能と、就活イベント等に参加するとポイントが付加される機能を備えた「鳥取ふるさと登録(※)」システムを構築する。(ポイントは電子マネー等に交換可能)
※高校生から社会人等を対象に連絡先を登録していただき、鳥取の魅力や就職情報を一元的に発信し、学生や関係人口の方に常に關心を持っていただくことで、県内就職・移住に繋げる。

(2) 【新規】「鳥取ふるさと登録」への登録促進(4,967千円) 【移管】

県内外の大学等に在学中の学生の登録を促進するため、就職コーディネーターによる大学訪問を強化する。また、チラシ・ポスターのほか、SNSを活用した広報を強化する。

(3) 【新規】採用活動支援事業(4,613千円)

学生の県内企業の採用面接等を受ける機会を増やしていくため、企業の採用活動経費や学生の交通費(企業が負担する場合)への助成を行う。

ア 企業の採用活動経費支援(2,000千円)

(ア) 県内企業が、AI採用面接を導入する経費の一部を助成する。

※AI採用面接:スマートフォンアプリにより24時間、どこにいても面接受験が可能。企業も評価レポートを活用し評価が可能。

補助率等 補助率1/2、上限40万円

(イ) AI採用面接の企業向け説明会を開催し、採用面接の新しい手法を紹介する。 ※標準事務費で対応

イ 採用試験を受験する学生の交通費支援(2,613千円)

県内中小企業が採用試験を受験する県外学生に対して交通費を支給する場合、その一部を助成する。

対象経費 居住地(県外)から採用試験会場までの往復交通費 ※5千円以上かつ場合に限る

対象要件 とっとり就活ナビに会員登録していること

補助率等 補助率1/2、上限3万円 ※受験する学生1人につき1回まで

(4) 企業の魅力・採用力アップ促進事業(5,348千円) 【交付金充当】

県内企業の魅力を学生に伝達するノウハウやプレゼン能力を向上させるセミナー・コンサルティングなどにより企業の採用活動力の強化・魅力アップを促進する。

①採用力向上セミナー 519千円 若者が魅力を感じる職場づくりをはじめとしたトータルな人材確保戦略を展開できるような採用意欲のある企業を育成する。(東・西部計2回)

②個別コンサルティング 3,069千円 採用力向上セミナーに参加した企業のうち、希望する企業を対象に、採用・定着するための課題解決を行う。(対象:10社、各3回)

③【新規】説明会プレゼン&面接官セミナー 880千円 企業説明会等でのプレゼンテーションのやり方、注意すべきポイントや、学生が企業に対する印象度合いが大きい面接官のトレーニングを行う。(東・西部計2回)

④【新規】内定辞退防止セミナー 880千円 内定辞退を防止し辞退率を改善するための心構え、内定承諾の確度をあげるためのノウハウを身に着ける。(東・西部計2回)

(5) 【拡充】県外大学との協定締結促進と連携事業の取組強化(4,569千円) 【移管】

県外大学との協定締結促進及び大学と連携した就活関連事業開催の取組強化のため、ふるさと鳥取県定住機構(学生等県内就職強化本部事務局)の体制強化を行う。

・就職コーディネーター(大学連携担当)の新規配置(東京) ※定住機構本部及び関西に各1名配置済

3 これまでの取組状況、改善点

- ・若年層からのキャリア教育を進める必要があるため、普通科系高校で仕事の魅力講座及び企業訪問、中学校・高校教員等による企業訪問、小学生向け副読本を作成・配布した。
- ・学生等及び保護者に対する情報発信として、とっとり就活ナビ及び大手就活サイトへの鳥取県特設ページ開設、保護者への郵送による各種情報発信、協定大学等における就活応援交流会・県内企業説明会等の実施、学生グループによる県内企業の取材、記事作成により学生目線による県内企業情報を発信した。
- ・令和元年5月に、ふるさと鳥取県定住機構を高校生及び大学生等の県内就職促進の取組推進の中核機関と位置付け、同機構を事務局に産学官連携の「鳥取県学生等県内就職強化本部」を設置した。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

産業人材課 (内線: 7231)

1目 職業訓練総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 職業教育機関在り方検討事業	0	5,000	5,000				5,000	
トータルコスト	0	5,000	5,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	職業教育機関の在り方についての調査検討				
工程表の政策目標(指標)	鳥取県の将来を見据えた産業人材の育成を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本年1月に策定した鳥取県産業人材育成強化方針において継続検討すべき課題とされた高校卒業後の職業教育機関の在り方について、専門職大学や既存教育・訓練機関の活用・充実を含めて調査検討する。

2 主な事業内容

(1) ニーズ・全国動向調査 (2,500千円)

県内産業界の人材ニーズや高校生等の進学ニーズについて詳細調査するとともに、全国的な動向等についても情報収集する。

<調査委託内容>

- 産業人材ニーズのアンケート・聞き取り調査
- 県内教員・生徒・保護者へのアンケート調査
- 情報収集と検討会へのデータ・資料提供 等

(2) 有識者検討会等 (2,500千円)

ア 有識者による検討会

調査結果を評価し、今後の在り方を検討する (3回程度開催)。

<検討会の構成> 職業訓練、高等教育、産業人材、成長拡大分野 (観光、ICT、ものづくり) 等に係る県内外の有識者

イ その他の有識者からの意見聴取

ウ 成長・拡大分野 (観光・ICT・ものづくり) に関するワーキンググループ会議

3 これまでの取組状況、改善点

○現在、広範な人手不足を背景に経営資源としての人材の育成・確保の重要性が増している。生産年齢人口は30年後には現在の約7割と推計され、この傾向は今後も継続していく。

○本県では高校卒業後の県外進学、大学等卒業後の県外就業の割合が高いため、県内就業に結びつくことが期待できる高校卒業後の教育・職業訓練機会の在り方について検討していく必要がある。

○昨年度、県内の産業ニーズや社会経済動向を踏まえて今後の産業人材育成のあり方を検討するために設置した「鳥取県産業人材育成強化会議」での議論や調査に基づき、「鳥取県産業人材育成強化方針」をとりまとめた。

○強化会議では、「専門職大学」等の制度には長期の企業実習など地域就業促進に活用できる新たな仕組みがあることから、「特定課題」として調査・検討を行った。

○その結果、専門職大学の新設には相当の準備体制とコストが必要であることから、既存の教育・訓練機関の充実・活用の在り方も含めた検討が求められ、「専門職大学等の高校卒業後の県内職業教育の在り方」について、今年度、引き続き検討することとした。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

5 款 労働費

2 項 職業訓練費

産業人材課 (内線: 7231)

1 目 職業訓練総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 産業人材育成プラットフォーム形成事業	0	2,798	2,798				2,798	
トータルコスト	0	2,798	2,798	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	鳥取県産業人材育成プラットフォームの運営と研修機会充実のための事業実施				
工程表の政策目標(指標)	鳥取県の将来を見据えた産業人材の育成を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

商工団体、支援機関、高等教育機関、行政機関が連携し、県内企業等が単独では行うことが難しい人材育成を共有・補完するための共通基盤「鳥取県産業人材育成プラットフォーム」を形成し、地域における人材育成研修の充実や県内中小企業等の積極的な参加等を支援する。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県産業人材育成プラットフォーム会議の開催
在職者を対象とした人材育成研修に関する情報等を共有するとともに、地域における人材育成研修の充実等に向けた議論を行う。

(会議構成)

鳥取県、鳥取市、ポリテクセンター鳥取、鳥取県産業振興機構、鳥取県産業技術センター、中小機構中国支部、鳥取商工会議所、倉吉商工会議所、米子商工会議所、境港商工会議所、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県経営者協会、鳥取県職業能力開発協会、鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学、鳥取看護大学、米子工業高等専門学校、ふるさと鳥取県定住機構、働き方改革サポートオフィス鳥取

(2) ポータルサイトの開設 (予算額: 1,298千円)
県内企業等が地域で行われる人材育成研修に効率的に参加できるよう、地域内で行われる人材育成研修情報を掲載するポータルサイトを開設。県内企業等が事前に興味を持たれたテーマに関する研修情報等を個別に配信できるシステムとすることで、県内企業等が必要とする研修情報を効果的に提供する。

(3) 重点的推進研修 (予算額: 1,500千円)
地域内で不足している(ニーズの高い)研修を「重点的推進研修」と位置づけ鳥取県産業人材育成プラットフォームの中で実施。本年度は、本県の産業人材育成上特に大きな課題である中小企業の新人・若手のOJTができる職員の養成を図るための研修をモデル的に実施する。

(研修開催概要)

- ・研修名 「新人・若手育成力養成講座」(仮称) (中堅・管理職層対象)
- ・開催回数 県内3か所(東中西別)×2回
- ・開催日数 1日
- ・定員 1回につき25名程度

3 これまでの取組状況、改善点

○昨年度、鳥取県産業人材育成強化会議における議論を経て、「鳥取県産業人材育成強化方針」を策定。同方針における全分野共通の強化策として、在職者研修機会の充実等を進めることとしており、その具体策として鳥取県産業人材育成プラットフォームを形成することとした。

○また、本事業に先駆けて、昨年度、東部・中部・西部で鳥取県産業人材プラットフォーム会議をそれぞれ開催。ポータルサイトの開設等に関する意見をいただいた。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

5 款 労働費

2 項 職業訓練費

産業人材課 (内線: 7209)

1 目 職業訓練総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 若年建設技能者育成事業	0	2,435	2,435			<手数料> 196	2,239	
トータルコスト	0	4,023	4,023	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	在職者訓練実施に係る事務				
工程表の政策目標(指標)	鳥取県の将来を見据えた産業人材の育成を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本県の建設技能者は比較的小規模な事業所で就業している傾向にあり、高齢化も影響し、事業所内において若手の育成機会が十分でなく、早期離職にもつながっていると考えられるため、鳥取県産業人材育成強化方針における建設分野の育成強化の方向性として「若年技能者の育成・定着を図る研修の充実」を位置付けている。若年建設技能者の育成環境の充実を図るため、技能・指導力を兼ね備えた者を認定している「優れた技能者」等の協力を求め県内建設技能者の育成講座を新設する。

2 主な事業内容

(1) 概要

・建設業の各職種（特に、建設躯体工事を担う型枠大工、とび工、鉄筋工）に係る基本的な知識・技能を身に付けるための在職者向けの座学、実技講座等

(2) 開講時期・場所

・8月頃から
・産業人材育成センター（倉吉校）において在職者訓練として実施

(3) 講師（想定）

鳥取県優れた技能者表彰受賞者、ものづくりマイスター（厚生労働省事業）登録者等、技能検定1級合格者相当の優れた技能を有し、後進の育成に意欲を持つ者

(4) 受講生（想定）

・若年技能者等技能承継推進事業受講生
・建設技能者のうち入職から間がなく、基本的な研修を受講すべき者
・計20名程度

(5) 予算額（訓練実施経費）

・講師謝金・旅費 475千円
・材料費、テキスト代 1,960千円 計 2,435千円

(6) 訓練予定内容

①建築工事の基礎（座学）、②鉄筋工事の基礎（座学・実技）、③型枠工事の基礎（座学・実技）、④とび工事の基礎（座学・実技）、の4コースを計7日程度で実施。

3 これまでの取組状況、改善点

建設業における人材育成の支援策についてはこれまで、若年者（概ね35歳未満）の求職者を対象とし、平成26年度から鳥取県技能士会連合会と技能士団体等で構成する共同体に業務委託を行い、若年者を期間雇用し、現場での訓練や集合研修により育成した上で正規雇用化を図る「鳥取県若年技能者等技能承継推進事業」を実施しており、5年間で計49人が訓練を受講し、うち27名の正規雇用に繋げている。

なお本県では、建設業での高齢化が全国に先行して進行し、今後人材不足の深刻化が見込まれる。中でも建設現場を担う型枠大工、とび工、鉄筋工といった建設技能職については、現状でも求人倍率が10倍程度と特に高く、鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会のワーキンググループ会議等において、技能士の方々のご意見を伺いながら、技能士の確保・育成に向けた取組を進めている。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

5 款 労働費
1 項 労政費
1 目 労政総務費

鳥取県立鳥取ハローワーク（電話：0857-51-0501）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ビジネス人材確保とっとりモデル推進事業	0	66,034	66,034	38,017			28,017	
トータルコスト	0	66,034	66,034	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	企業情報PRサイトの開設、都市部大企業との関係構築、都市部からの移住就職者支援				
工程表の政策目標(指標)	県立ハローワークによる就職者の増加と企業の人材確保に向けた取組の推進							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

戦略的な事業展開など県内中小企業が攻めの経営に転じていく上で必要とする高度人材の確保を図るため、県立ハローワークの無料職業紹介機能とプロフェッショナル人材戦略拠点の人材スカウト機能を組み合わせた新たなスタイルの人材確保事業を展開し、都市部大企業等の高度な専門性やスキルを有するビジネス人材の県内誘致を促進する。

2 主な事業内容

【情報発信・誘引】

(1) 移住就職・企業PRサイトの開設等 (22,216千円)

人材を必要とする中小企業の事業内容、事業プロジェクト、求める専門性等の企業広告や移住支援情報等を提供するウェブサイトを開設し広く情報提供を行う。
また、統一性、訴求性のある求人広告の作成を支援する企業向けセミナーを実施する。

企業PRサイトの開設	国が示す要件を満たすため国推奨の標準サイトを活用し、「全国サイトへのリンク」「知名度と検索順位の確保」等が可能なサイトを創設
広告作成支援セミナー	ウェブサイトに掲載する企業広告について、統一感・一体感を保ち訴求効果の高いコンテンツ作成を支援するセミナーを人材会社など専門機関に委託して実施。

(2) 東京圏の移住就職者への支援金創設 (30,000千円)

特にビジネス人材が一極集中する東京圏からの移住就職を奨励するため、国・県・市町村の協調により東京圏在住者等を対象とした移住支援金を新設する。

対象者	県の企業PRサイトに掲載された中小企業に就職した者で東京23区内に在住又は通勤する者
支給額	世帯・移住就職者 100万円、単身・移住就職者 60万円
全体事業費	40,000千円 (負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4)
想定件数	50件 (世帯・単身各25件)
支給事務	県内就職した者が移住する市町村が、国・県の補助を受けて支給。

【人材誘致活動】

(3) 都市部大企業との関係構築 (3,818千円)

大企業等の人事担当者を招へいし、県内中小企業経営者と相互の業務の適合性、県内企業での副業的就業や地方転職等に関する情報交換会を開催し、企業間の関係構築を行う。
⇒東京圏・関西圏の企業別に各1回、計2回開催

(4) 移住就職セミナー・企業体験ツアー (10,000千円)

県内中小企業の求人情報等を提供するセミナーを東京圏と関西圏で開催し、意欲と関心のある参加者を企業見学会、経営者との意見交換などの現地交流会に招き、マッチングに繋げる。
◆県PRサイト等を通じてセミナー参加者を募集、意欲の高い参加者をリスト登録
◆セミナー参加者をIJUターン就職者との意見交換、県内企業との交流会・企業見学等に招へい。

3 これまでの取組状況、改善点

平成27年11月に「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、これまでに32名のビジネス人材を県内企業に紹介し成約に至った。
県立ハローワークの全県展開に伴い、県立ハローワークとの相互連携を開始しており、企業PRサイトや移住支援金等の情報発信や誘引施策と合わせ人材誘致活動を展開し、県内企業へのビジネス人材の確保を強化する。

◆とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点の実績 (H28～30年度)
・相談件数：240件 ・成約件数：32人 (うち県外25人)

令和元年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

鳥取県立鳥取ハローワーク（電話：0857-51-0501）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
(新) シニア等新規就業促進事業	0	2,233	2,233	1,116		1,117	
トータルコスト	0	2,233	2,233	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	会議開催、啓発、就業支援、企業支援等			
工程表の政策目標(指標)	県立ハローワークによる就職者の増加と企業の人材確保に向けた取組の推進						

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

現在就業していない高齢者等の就業の促進及び人手不足にある県内企業の人材確保を図るため、現行の就職を希望する求職者への支援に加え、市町村等関係機関と連携し、「就業を希望していない55歳以上のシニア層」等を潜在的な労働力として掘り起こすよう、新たなマッチング支援の取組み等を実施する。

- ◆無業者の状況（平成29年度就業構造基本調査結果（鳥取県））
 - 55歳以上のシニア層：147,300人
（内訳）就業希望あり：14,700人
就業希望なし：132,600人（うち55～69歳：34,200人）
 - 育児中の女性：5,700人

2 主な事業内容

無業の状態にある55歳以上のシニア層や育児中の女性等が、幅広く働くことのできる機会を創出するため、多様な働き方を認め合う求職者と求人企業との働き方に関するマッチングを行う。

項目及び内容	所要額
(1) 新規就業支援プラットフォームの構築 労働局・市町村・社会福祉協議会・商工団体等と連携プラットフォームを構築。各団体が持つ広報媒体、ネットワークを活用したイベント情報の発信など行うための協力関係を確保する。 ＜参加団体＞ 労働局、市町村、社会福祉協議会、商工団体、職業訓練機関 等	会場借上料 72千円
(2) 企業とのサロン型交流会 求人・求職候補者等が出席するサロン型交流会を開催。フリーランス等の新たなスタイルでの働き方の実現に向けて具体の意見交換を行う。 ●求職候補者と企業担当者が働き方について意見交換を行う交流会を開催（3回）	委託料 450千円
(3) マッチングイベント 高齢者向けの合同企業説明会や企業見学会等を開催。高齢者などの無業者の求人求職のマッチングを促進する。（3回）	会場使用料等 732千円 バス借上料等 379千円
(4) 新たな働き方を考える企業セミナー 求人企業や求職者等を対象に、通常の雇用関係によらない新たな働き方を啓発するセミナーを開催する。 ＜新たな働き方の例＞ 労働者の有する専門能力やスキルの活用に着目した自由度の高い契約社員 個人事業主として企業との請負契約で業務に従事 テレワークなど時間や場所に制約されない働き方 など	委託料 600千円
合計	2,233千円

3 これまでの取組状況

平成29年7月の県立ハローワーク開設以来、約7万6千件の相談に対応し、約3千5百件の採用を決定しており、うち女性約3割、ミドルシニア約2割の支援を行った。

※（H29.7月～H31.4月）相談件数：76,433件、採用決定者数：3,469名

令和元年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

鳥取県立鳥取ハローワーク（電話：0857-51-0501）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
IJUターン県内就職促進強化事業	15,803	1,000	16,803				1,000	
トータルコスト	18,184	1,000	19,184	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	企業紹介フェア開催				
工程表の政策目標(指標)	県立ハローワークによる就職者の増加と企業の人材確保に向けた取組の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
ふるさと鳥取県定住機構が学生等を対象に12月に開催している「とっとり企業紹介フェア」について、参加希望企業の増加に対応するため、現在の鳥取市開催に加え米子市でも開催する。								
2 主な事業内容								
とっとり企業紹介フェアの西部地区での追加開催に必要な経費について、ふるさと鳥取県定住機構に対する委託料を増額する。 ※ IJUターン県内就職促進強化事業委託料 1,000千円								
<企業紹介フェアの概要>								
<ul style="list-style-type: none"> 対象：鳥取県内で就職を希望する新規学校卒業予定者、卒業後未就職者など 目的：県内企業の情報を入手する機会を提供し、学生等の企業に対する理解を促進する。 								
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から年末に帰省する主に就活前の学生等を対象に県内企業の情報を提供する「とっとり企業紹介フェア」を鳥取市で開催しているが、希望する企業が出展企業枠を大きく超える状況となっており、1か所開催では対応が困難となっている。 参加（落選）企業数の推移 H28=74(50)、H29=74(91)、H30=85(104) 								
鳥取県立鳥取ハローワーク管理運営事業	135,077	2,448	137,525			<雑入> 5	2,443	
トータルコスト	158,891	2,448	161,339	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.0人	0.0人	3.0人	関係機関との連絡調整、職業相談・職業紹介、企業への啓発				
工程表の政策目標(指標)	県立ハローワークによる就職者の増加と企業の人材確保に向けた取組の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
全国に先駆けて昨年4月に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、県立ハローワークでも刑務所出所者等の社会復帰を積極的に支援していくことを明示しており、更生保護機関、矯正施設、国ハローワークなど関係機関との連携を図り、刑務所出所者等への就業支援の取組を行うよう、専門就業支援員を配置する。								
2 主な事業内容								
専門就業支援員（更生保護担当）の配置								
県立鳥取ハローワークに「専門就業支援員（更生保護担当）」を1名配置し、保護観察所、刑務所、国ハローワーク等と支援事業を共有し、県立ハローワーク支援員との連携により刑務所出所者等の就業支援体制を確保する。								
<主な業務内容>								
<ul style="list-style-type: none"> 保護観察所や刑務所、国のハローワーク等との連絡・調整 刑務所出所者等への職業相談・職業紹介及び求人企業の開拓など 受刑者専用求人や協力雇用主制度の県内企業への普及啓発 								
3 これまでの取組状況、改善点								
鳥取県刑務所出所者等就労支援事業協議会等に参加し、保護観察所、鳥取労働局など関係機関と連携して「受刑者専用求人（国ハローワーク）」「協力雇用主（保護観察所）」などの窓口取扱い及び企業理解の推進に取り組んでいる。								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
2 項 工鉦業費
2 目 中小企業振興費

販路拡大・輸出促進課 (内線：7806)
(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) フード ビジネス拡大 支援事業	0	35,000	35,000	17,500			17,500	
トータルコスト	0	35,000	35,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金事務				
工程表の政策目標 (指標)	国内外における県産品の販路拡大							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

県産加工食品の輸出拡大を目的とした施設整備に要する経費の一部を助成することにより、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図る。

2 主な事業内容

農林水産物等の食品加工業者等が新・増設する施設整備に対して支援する。

【制度内容】

- 補助率 補助対象経費の1/3以内
- 補助上限額 35,000千円
- 事業期間 36月以内
- 採択要件 次の要件をすべて満たす企業等
 - (1) 鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は立地企業であること
 - (2) 新・増設する加工施設・機械整備は鳥取県内に整備すること
 - (3) 新・増設する加工施設・機械整備について、次の要件をいずれも達成すること
 - ア 利用開始から2年以内に、食品安全規格の輸出向け認証を取得すること
 - イ 利用開始から3年以内に、製品の輸出割合を継続的に5%以上とすること
 - (4) 新・増設する加工施設・機械整備について、10,000千円以上の投資をすること
 - (5) 補助事業の実施に当たり、食品衛生法その他の法令に基づく許可が必要な場合は、その許可を受けること

【想定案件】

- 1 件
- 事業費 109,000千円
- 補助金額 35,000千円 (補助上限額)

3 これまでの取組状況、改善点

平成28年度実施の4件のうち3件及び平成30年度実施の1件は県産農林水産物を県内で加工し、できあがった商品を県内外に卸す事業者による施設整備。県内の食品産業のバリューチェーン形成に繋がった。
平成28年度の1件はすでに輸出に取り組んでいる事業者によるISO22000取得を前提とした施設整備。県産加工食品の輸出拡大に繋がった。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉦業費
2目 中小企業振興費

食のみやこ推進課 (内線: 7834)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 農商工連携促進ファンド事業返還金	0	77,040	77,040			〈雑入〉 77,040		
トータルコスト	0	77,040	77,040	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	ファンドの未使用運用益返還				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

平成21年度に県と独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)が創設した「農商工連携促進ファンド」の未使用運用益のうち、中小機構拠出見合い分を、令和元年度中に中小機構に返還する。

2 主な事業内容

● ファンドの概要

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と中小機構が(公財)鳥取県産業振興機構に無利子貸付してファンド創設。 ● 運用益を活用して農商工連携事業者の取組を支援(助成)するとともに、連携マッチング、商品開発、販路開拓等のための商談会開催やセミナー等の自主支援事業を実施。
規模	25億円(県5億円+中小機構20億円)
期間	平成21年度から30年度まで(10年間)
運用	<p>助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 助成対象: 中小企業者と農林漁業者の連携体やNPO等と農林漁業者の連携体等 ● 対象事業: 県産農林水産物等を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓等 ● 助成率: 連携事業3/4、連携事業に対する支援事業10/10

● 変換ルール

(独) 中小企業基盤整備機構ファンド貸付細則第6条第3項により、ファンド運用益に未使用額を生じた場合、ファンド運用管理団体から県を経由して、中小機構拠出見合い分を中小機構に返還する。

3 これまでの取組状況、改善点

平成21年度に県と中小機構が25億円のファンドを創設し、(公財)鳥取県産業振興機構に貸し付けて運用管理していた。

運用益を財源に「鳥取県農商工連携促進ファンド助成事業」として、農林漁業者と商工業者の連携体が行う、県産農林水産物を使った新商品・新サービス開発や販路開拓等の取組を支援した。

- (1) 事業者が行う農商工連携事業に対する助成
応募143件、採択105件、事業化達成67件(平成30年度末現在)
- (2) 支援機関等が行う農商工連携支援事業に対する助成
応募15件、採択15件、成果目標達成13件(平成30年度末現在)

令和元年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款項目	5款 労働費									
	前 別	補正前	補正額	補正後	うち商工労働部			1項 労政費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	285,776	△ 282	285,494	259,207	△ 282	258,925	155,401	△ 282	155,119	
2 給料	202,566		202,566	171,990		171,990	95,550		95,550	
3 職員手当等	102,730		102,730	86,085		86,085	47,825		47,825	
4 共済費	111,151	△ 46	111,105	100,679	△ 46	100,633	57,627	△ 46	57,581	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金										
8 報償費	172,151	1,110	173,261	171,930	1,110	173,040	75,317		75,317	
9 旅費	33,322	2,045	35,367	26,875	2,045	28,920	20,792	180	20,972	
費用弁償	12,753	180	12,933	8,438	180	8,618	7,437	180	7,617	
普通旅費	5,657		5,657	4,108		4,108	2,146		2,146	
特別旅費	14,912	1,865	16,777	14,329	1,865	16,194	11,209		11,209	
10 交際費	50		50							
11 需用費	37,284	2,210	39,494	35,734	2,210	37,944	13,709	250	13,959	
12 役務費	23,835	562	24,397	20,786	562	21,348	15,883	562	16,445	
13 委託料	619,435	43,382	662,817	619,325	43,382	662,707	283,181	38,084	321,265	
14 使用料及び賃借料	116,919	521	117,440	115,294	521	115,815	89,471	521	89,992	
15 工事請負費										
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	6,757		6,757	6,657		6,657	324		324	
19 負担金、補助及び交付金	153,118	30,000	183,118	144,374	30,000	174,374	79,796	30,000	109,796	
20 扶助費	326		326	326		326				
21 貸付金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金	190,639		190,639	190,639		190,639	190,639		190,639	
26 寄付金										
27 公課費	61		61	61		61				
28 繰出金										
予備費										
計	2,056,120	79,502	2,135,622	1,949,962	79,502	2,029,464	1,125,515	69,269	1,194,784	
財源内訳	国庫	734,989	39,133	774,122	734,989	39,133	774,122	226,888	39,133	266,021
	地方債									
	その他の	109,687	195	109,882	109,687	195	109,882	68,445	△ 1	68,444
	一般財源	1,211,444	40,174	1,251,618	1,105,286	40,174	1,145,460	830,182	30,137	860,319

(単位:千円)

款 項 目											
		1目 労政総務費			2項 職業訓練費			1目 職業訓練総務費			
		節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	155,401	△ 282	155,119	103,806		103,806	72,226		72,226	
2	給 料	95,550		95,550	76,440		76,440	76,440		76,440	
3	職 員 手 当 等	47,825		47,825	38,260		38,260	38,260		38,260	
4	共 済 費	57,627	△ 46	57,581	43,052		43,052	37,967		37,967	
5	災 害 補 償 費										
6	恩 給 及 び 退 職 年 金										
7	賞 金										
8	報 償 費	68,039		68,039	96,613	1,110	97,723	23,190	1,110	24,300	
9	旅 費	18,567	180	18,747	6,083	1,865	7,948	1,026	1,865	2,891	
	費 用 弁 償	7,437	180	7,617	1,001		1,001	75		75	
	普 通 旅 費	1,896		1,896	1,962		1,962	951		951	
	特 別 旅 費	9,234		9,234	3,120	1,865	4,985		1,865	1,865	
10	交 際 費										
11	需 用 費	12,909	250	13,159	22,025	1,960	23,985	877	1,960	2,837	
12	役 務 費	15,633	562	16,195	4,903		4,903	507		507	
13	委 託 料	248,989	38,084	287,073	336,144	5,298	341,442	27,871	5,298	33,169	
14	使用料及び賃借料	88,771	521	89,292	25,823		25,823	590		590	
15	工 事 請 負 費										
16	原 材 料 費										
17	公 有 財 産 購 入 費										
18	備 品 購 入 費	324		324	6,333		6,333				
19	負担金、補助及び交付金	74,540	30,000	104,540	64,578		64,578	60,937		60,937	
20	扶 助 費				326		326				
21	貸 付 金										
22	補償、補填及び賠償金										
23	償還金、利子及び割引料										
24	投 資 及 び 出 資 金										
25	積 立 金	190,639		190,639							
26	寄 付 金										
27	公 課 費				61		61				
28	繰 出 金										
	予 備 費										
	計	1,074,814	69,269	1,144,083	824,447	10,233	834,680	339,891	10,233	350,124	
財 源 内 訳	国 庫	218,862	39,133	257,995	508,101		508,101	90,860		90,860	
	地 方 債										
	そ の 他	68,445	△ 1	68,444	41,242	196	41,438	28,156	196	28,352	
	一 般 財 源	787,507	30,137	817,644	275,104	10,037	285,141	220,875	10,037	230,912	

(単位:千円)

款項目	7款 商工費			うち商工労働部						
	節別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 商業費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	72,257	46	72,303	46,044	46	46,090	27,443		27,443	
2 給 料	382,200			217,854	△ 3,822	214,032	168,168	△ 3,822	164,346	
3 職 員 手 当 等	191,300			109,041	△ 1,913	107,128	84,172	△ 1,913	82,259	
4 共 済 費	168,243			107,818	△ 1,309	106,509	61,947	△ 1,309	60,638	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賞 金										
8 報 償 費	379,127	2,000		375,246	1,100	376,346	23,829	800	24,629	
9 旅 費	60,753	1,819		31,554	1,359	32,913	18,448	813	19,261	
費用弁償	10,474	246		6,355	246	6,601	3,868		3,868	
普通旅費	40,235			17,470		17,470	11,209		11,209	
特別旅費	10,044	1,573		7,729	1,113	8,842	3,371	813	4,184	
10 交 際 費	200			100		100	100		100	
11 需 用 費	47,833			18,726		18,726	9,994		9,994	
12 役 務 費	46,228			21,674		21,674	12,636		12,636	
13 委 託 料	693,487	69,447		312,668	34,031	346,699	59,313		59,313	
14 使用料及び賃借料	145,447	100		19,191	100	19,291	13,017	100	13,117	
15 工 事 請 負 費	9,915	24,200								
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	11,503			3,000		3,000				
19 負担金、補助及び交付金	10,189,570	216,609		9,502,068	194,059	9,696,127	2,179,204	7,575	2,186,779	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金	432,183			423,437		423,437	152,636		152,636	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料		77,040			77,040	77,040				
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金	23,917		23,917	23,917		23,917				
予 備 費										
計	12,854,163	391,261	13,245,424	11,212,338	300,691	11,513,029	2,810,907	2,244	2,813,151	
財 源 内 訳	国 庫	145,582	33,314	178,896	100,432	27,064	127,496	40,623	40,623	
	地 方 債	117,000	29,000	146,000	117,000		117,000			
	そ の 他	473,434	77,040	550,474	430,561	77,040	507,601	152,715	152,715	
	一 般 財 源	12,118,147	251,907	12,370,054	10,564,345	196,587	10,760,932	2,617,569	2,244	2,619,813

(単位:千円)

款 項 目										
		1目 商業総務費			2目 商業振興費			3目 金融対策費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	5,753		5,753	15,112		15,112			
2	給 料	168,168	△ 3,822	164,346						
3	職 員 手 当 等	84,172	△ 1,913	82,259						
4	共 済 費	58,525	△ 1,309	57,216	2,358		2,358			
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賞 金									
8	報 償 費	696	400	1,096	21,698	400	22,098			
9	旅 費	3,862	273	4,135	3,438	540	3,978	508		508
	費用弁償	700		700	688		688			
	普通旅費	2,250		2,250	2,351		2,351	508		508
	特別旅費	912	273	1,185	399	540	939			
10	交 際 費	100		100						
11	需 用 費	3,600		3,600	3,739		3,739	130		130
12	役 務 費	2,597		2,597	3,422		3,422	200		200
13	委 託 料				13,421		13,421			
14	使用料及び賃借料	2,375		2,375	5,285	100	5,385	80		80
15	工 事 請 負 費									
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費									
18	備 品 購 入 費									
19	負担金、補助及び交付金				1,115,844	10,950	1,126,794	928,145	△ 3,375	924,770
20	扶 助 費									
21	貸 付 金							152,636		152,636
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	329,848	△ 6,371	323,477	1,184,317	11,990	1,196,307	1,081,699	△ 3,375	1,078,324
財源内訳	国 庫				13,216		13,216			
	地 方 債									
	そ の 他	17		17	43		43	152,636		152,636
	一 般 財 源	329,831	△ 6,371	323,460	1,171,058	11,990	1,183,048	929,063	△ 3,375	925,688

(単位:千円)

款 項 目										
	2項 工総業費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	1目 工総業総務費			2目 中小企業振興費		
補正前					補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	18,601	46	18,647	17,100		17,100	1,297	46	1,343	
2 給 料	49,686		49,686	49,686		49,686				
3 職 員 手 当 等	24,869		24,869	24,869		24,869				
4 共 済 費	45,871		45,871	45,871		45,871				
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賞 金										
8 報 償 費	351,317	300	351,617	340,850	100	340,950	10,467	200	10,667	
9 旅 費	12,132	546	12,678	4,780	160	4,940	6,821	386	7,207	
費 用 弁 償	2,487	246	2,733	588		588	1,368	246	1,614	
普 通 旅 費	5,661		5,661	3,657		3,657	2,004		2,004	
特 別 旅 費	3,984	300	4,284	535	160	695	3,449	140	3,589	
10 交 際 費										
11 需 用 費	8,303		8,303	4,845		4,845	3,458		3,458	
12 役 務 費	8,988		8,988	5,336		5,336	3,652		3,652	
13 委 託 料	247,055	34,031	281,086	75,745	30,629	106,374	171,310	3,402	174,712	
14 使用料及び賃借料	6,124		6,124	3,597		3,597	2,527		2,527	
15 工 事 請 負 費										
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	3,000		3,000				3,000		3,000	
19 負担金、補助及び交付金	7,322,864	186,484	7,509,348	5,211,996	106,000	5,317,996	1,195,897	80,484	1,276,381	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金	270,801		270,801				270,801		270,801	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料		77,040	77,040					77,040	77,040	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金	23,917		23,917				23,917		23,917	
予 備 費										
計	8,393,528	298,447	8,691,975	5,784,675	136,889	5,921,564	1,693,147	161,558	1,854,705	
財 源 内 訳	国 庫	59,809	27,064	86,873	34,383	2,674	37,057	25,426	24,390	49,816
	地 方 債	117,000		117,000						
	そ の 他	277,846	77,040	354,886	1,045	1,045	276,801	77,040	353,841	
	一 般 財 源	7,938,873	194,343	8,133,216	5,749,247	134,215	5,883,462	1,390,920	60,128	1,451,048

(単位:千円)

款 項 目		商工労働部 合 計		
		補正前	補正額	補正後
節 別		補正前	補正額	補正後
1	報 酬	305,343	△ 236	305,107
2	給 料	389,844	△ 3,822	386,022
3	職 員 手 当 等	195,126	△ 1,913	193,213
4	共 済 費	208,497	△ 1,355	207,142
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	賞 金			
8	報 償 費	547,176	2,210	549,386
9	旅 費	58,775	3,404	62,179
	費 用 弁 償	14,819	426	15,245
	普 通 旅 費	21,898		21,898
	特 別 旅 費	22,058	2,978	25,036
10	交 際 費	100		100
11	需 用 費	55,232	2,210	57,442
12	役 務 費	42,978	562	43,540
13	委 託 料	931,993	77,413	1,009,406
14	使用料及び賃借料	135,091	621	135,712
15	工 事 請 負 費			
16	原 材 料 費			
17	公 有 財 産 購 入 費			
18	備 品 購 入 費	9,657		9,657
19	負担金、補助及び交付金	9,650,335	224,059	9,874,394
20	扶 助 費	326		326
21	貸 付 金	427,590		427,590
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料		77,040	77,040
24	投 資 及 び 出 資 金	313,446		313,446
25	積 立 金	190,639		190,639
26	寄 付 金			
27	公 課 費	61		61
28	繰 出 金	23,917		23,917
	予 備 費			
	計	13,486,126	380,193	13,866,319
財 源 内 訳	国 庫	835,421	66,197	901,618
	地 方 債	117,000		117,000
	そ の 他	544,401	77,235	621,636
	一 般 財 源	11,989,304	236,761	12,226,065

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
5款 労働費	
1項 労政費	
1目 労政総務費	
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・専門就業支援員(県立鳥取ハローワーク) 1人 ・非常勤職員(事務) Δ1人
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏からの移住就職者支援金 30,000
7款 商工費	
1項 商業費	
1目 商業総務費	
給料	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員 Δ1人
2目 商業振興費	
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県小規模事業者等経営支援交付金 1,950 ・地域商業需要変動対策・にぎわい創出支援事業補助金 5,000 ・「One-In」圏域連携促進支援事業補助金 4,000
3目 金融対策費	
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・企業自立サポート事業補助金(制度金融費) Δ 6,431 ・信用保証料負担軽減補助金 3,056
2項 工鉱業費	
1目 工鉱業総務費	
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県産業成長応援補助金 100,000 ・とっとり小規模ラボ開設支援事業補助金 6,000
2目 中小企業振興費	
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・先端ICT活用実証モデル補助金審査会委員 5人
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとりバイオフィロンティア基金造成事業補助金 9,315 ・IoT・AI地域スマート化プロジェクト支援補助金 15,000 ・伴走型専門家派遣制度補助金 2,800 ・ファインバブル研究会支援補助金 800 ・起業新時代チャレンジ支援事業補助金 1,833 ・ローカルベンチャー支援補助金 10,000 ・中山間地域振興に係る起業・継業(あかつぎ)支援プロジェクト 378 ・医療機器開発支援事業補助金 5,358 ・フードビジネス拡大支援事業補助金 35,000
償還金、利子及び割引料	<ul style="list-style-type: none"> ・農商工連携促進ファンド事業返還金 77,040

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

追加分

事 項	課 名	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
令和元年度 とっとり小規模ラボ開 設支援事業補助	立地戦略課	補助金総額10,000千円を限度として、 令和元年度に交付決定した額から令 和元年度に交付した額を差し引いた額			令和2年度から 令和4年度まで	限度額に同じ				
令和元年度 鳥取県産業成長応援 補助(小規模事業者 挑戦ステージ/生産性 向上挑戦ステージ)	企業支援課	補助金総額480,000千円を限度として、 令和元年度に交付決定した額から令 和元年度に交付した額を差し引いた額			令和2年度から 令和3年度まで	限度額に同じ				
令和元年度 鳥取県産業成長応援 補助(成長・挑戦ス テージ)	企業支援課	補助金総額140,000千円を限度として、 令和元年度に交付決定した額から令 和元年度に交付した額を差し引いた額			令和2年度から 令和4年度まで	限度額に同じ				
令和元年度 IoT・AI新時代！地域 産業スマート化推進 事業補助	産業振興課	補助金総額30,000千円を限度として、 令和元年度に交付決定した額から令 和元年度に交付した額を差し引いた額			令和2年度から 令和3年度まで	限度額に同じ				
令和元年度 医工連携新時代！医 療機器開発支援事業 補助	産業振興課	補助金総額10,000千円を限度として、 令和元年度に交付決定した額から令 和元年度に交付した額を差し引いた額			令和2年度	限度額に同じ				
令和元年度 「One-in」圏域連携促 進支援事業補助	企業支援課	補助金総額4,000千円を限度として、令 和元年度に交付決定した額から令和 元年度に交付した額を差し引いた額			令和2年度	限度額に同じ				

条例名等	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>受益と負担の公平の確保を図るため、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく技能検定試験の実技試験の実施に係る手数料の額の変更を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>技能検定試験の実技試験の手数料の額を1件につき18,200円（現行17,900円）を超えない範囲内で知事が別に定める額に引き上げる。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>施行期日は、令和元年10月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線で示す部分を、対応する同表の改正後の欄中下線で示す部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(199) 略</p> <p>(200) 職業能力開発促進法第46条第2項の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 実技試験 1件につき<u>18,200円</u>を超えない範囲内で知事が別に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>(201)～(328) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(199) 略</p> <p>(200) 職業能力開発促進法第46条第2項の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 実技試験 1件につき<u>17,900円</u>を超えない範囲内で知事が別に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>(201)～(328) 略</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県産業成長応援条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動を支援することにより、県内における産業の成長を応援し、もって県内の経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 事業の認定</p> <p>ア 知事は、事業者が作成した対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該事業計画に係る対象事業を、産業成長事業（小規模事業者挑戦ステージ、生産性向上挑戦ステージ、成長・挑戦ステージ、成長・規模拡大ステージ又は一般投資支援）又は次世代ソフトウェア産業等創出事業として認定するものとする。ただし、対象事業を行う者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 県内において行われること。</p> <p>(イ) 事業の区分に応じてそれぞれ定める要件を満たすこと。</p> <p>(ウ) 環境保全に関する適切な措置を講ずるものであること。</p> <p>(エ) 対象事業を確実に実施できると認められる者により行われるものであること。</p> <p>(オ) 県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資するものであることその他事業の目的及び内容が適当なものであること。</p> <p>イ アの認定を受けようとする者は、知事が規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>ウ 知事は、産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業に認定した対象事業がアに規定する要件を満たさなくなったとき、又はアの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。以下「認定事業実施者」という。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>(2) 補助金の交付</p> <p>ア 県は、予算の範囲内で、産業成長事業を実施する者に対しては産業成長応援補助金を、次世代ソフトウェア産業等創出事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。</p> <p>(ア) (1)ウの規定により認定を取り消された者</p> <p>(イ) 認定事業実施者のうち、産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。以下この号において同じ。）又は次世代ソフトウェア産業等創出事業を行う認定事業実施者（以下「特定認定事業実施者」という。）であって、県と協議を行うことなく、認定対象事業によって営むこととなった事業を産業成長事業にあっては認定対象事業の完了の日から7年以内に、次世代ソフトウェア産業等創出事</p>

業にあつては認定対象事業の開始の日から10年以内に休止し、又は廃止したもの（当該事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に限る。）

- イ 県は、産業成長事業を実施する者に産業成長応援補助金と同等の給付金（以下「産業成長応援間接補助金」という。）を交付する者（以下「間接補助者」という。）に対し、産業成長応援間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業成長事業を実施する者に対しては、産業成長応援補助金は交付しない。

(3) 補助金の額

- ア 産業成長応援補助金の額は、事業の区分に応じてそれぞれ定める200万円から10億円までの補助限度額以下の額とする。
- イ アにより算出した産業成長応援補助金の額が2億円を超える場合における当該産業成長応援補助金の交付については、1年間につき2億円を限度とし、分割して行うものとする。
- ウ 次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の額は、対象事業の実施により知事が別に定める要件を満たした日から5年を経過する日までの1年ごとに1,000万円以下の額とする。
- エ 産業成長応援間接補助者補助金の額は、間接補助者が交付する産業成長応援間接補助金の額にその交付に要する経費の額（1の産業成長事業を実施する者について3万円を限度とする。）を加えた額以下の額とする。

(4) 特定認定事業実施者の責務

- ア 特定認定事業実施者は、認定対象事業によって営むこととなった事業を(2)ア(イ)に定める期間継続して営むよう努めなければならない。
- イ 認定特定事業実施者は、(2)ア(イ)に定める期間内は、知事が別に定めるところにより、毎年、認定対象事業によって営むこととなった事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。

- (5) (2)に定めるもののほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。

(6) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布の日とする。
- イ 鳥取県企業立地等事業助成条例は、廃止する。
- ウ 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例について、所要の改正を行う。
- エ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県産業成長応援条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動を支援することにより、県内における産業の成長を応援し、もって県内の経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利の目的をもって事業を営む法人、組合等（知事が別に定める組合その他の団体をいう。以下同じ。）又は個人をいう。
- (2) 対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第7項に規定する経営革新のために資金を支出する事業又は工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。
- (3) 重点分野 県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要があるものとして規則で定める産業の分野をいう。
- (4) 補助対象経費 対象事業に要する費用のうち、知事が別に定める費用の額の合計額をいう。
- (5) 投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が別に定めるもの及び法人にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他知事が別に定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあつては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めるところにより算出した額を除く。）をいう。
- (6) 投下少額資産額 工場等の新設又は増設のために取得した土地、家屋及び償却資産の取得に附随して行い、当該取得の効果を高め、又は高い付加価値を生み出す資産の取得に要する費用のうち、知事が別に定めるものの額をいう。
- (7) 賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が5年以上であるものに限る。）に要する費用（関連会社が支出するものを含む。）の5年間分の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を除く。）をいう。
- (8) 初年度賃借料 賃借料（第4条に規定する次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の補助対象経費となる賃借料を除く。）のうち、第3条第1項の認定を受けた対象事業（以下「認定対象事業」という。）の完了の日から1年間分の額をいう。
- (9) 人材確保費用 認定対象事業によって営むこととなった事業を実施するための人材確保に要する費用のうち、知事が別に定めるものの合計額をいう。
- (10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法第13条第1項に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。
- (11) 特定承認地域経済牽引事業計画 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画であつて知事が別に定めるものをいう。
- (12) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法第8条第1項に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。

(事業の認定)

第3条 知事は、事業者が作成した対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該事業計画に係る対象事業を、別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業として認定するものとする。ただし、対

象事業を行う者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県内において行われること。
- (2) 別表の事業の区分欄に定める区分に応じ、同表の認定要件欄に定める要件を満たすこと。
- (3) 環境保全に関する適切な措置を講ずるものであること。
- (4) 対象事業を確実に実施できると認められる者により行われるものであること。
- (5) 県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資するものであることその他事業の目的及び内容が適当なものであること。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、知事が規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業に認定した対象事業が第1項に規定する要件を満たさなくなったとき、又は同項の規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。以下「認定事業実施者」という。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（補助金の交付）

第4条 県は、予算の範囲内で、産業成長事業を実施する者に対しては産業成長応援補助金を、次世代ソフトウェア産業等創出事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

- (1) 前条第3項の規定により認定を取り消された者
- (2) 認定事業実施者のうち、産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。以下この号において同じ。）又は次世代ソフトウェア産業等創出事業を行う認定事業実施者（以下「特定認定事業実施者」という。）であって、県と協議を行うことなく、認定対象事業によって営むこととなった事業を産業成長事業にあっては認定対象事業の完了の日から7年以内に、次世代ソフトウェア産業等創出事業にあっては認定対象事業の開始の日から10年以内に休止し、又は廃止したもの（当該事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に限る。）

- 2 県は、産業成長事業を実施する者に産業成長応援補助金と同等の給付金（以下「産業成長応援間接補助金」という。）を交付する者（以下「間接補助者」という。）に対し、産業成長応援間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業成長事業を実施する者に対しては、産業成長応援補助金は交付しない。

（補助金の額）

第5条 産業成長応援補助金の額は、別表の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

- 2 前項の規定により算出した産業成長応援補助金の額が2億円を超える場合における当該産業成長応援補助金の交付については、1年間につき2億円を限度とし、分割して行うものとする。
- 3 次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の額は、対象事業の実施により別表次世代ソフトウェア産業等創出事業の項認定要件の欄第2号の雇用について知事が別に定める要件を満たした日から5年を経過する日までの1年（第3条第1項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表の補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。
- 4 産業成長応援間接補助者補助金の額は、間接補助者が交付する産業成長応援間接補助金の額にその交付に要する経費の額（1の産業成長事業を実施する者について3万円を限度とする。）を加えた額以下の額とする。

（特定認定事業実施者の責務）

第6条 特定認定事業実施者は、認定対象事業によって営むこととなった事業を第4条第1項第2号に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

2 認定特定事業実施者は、第4条第1項第2号に定める期間内は、知事が別に定めるところにより、毎年、認定対象事業によって営むこととなった事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。

(認定事業実施者の事業活動の支援)

第7条 第4条に定めるもののほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県企業立地等事業助成条例の廃止)

2 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)は、廃止する。

(鳥取県企業立地等事業助成条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項又は第2項の規定により認定を受けた企業立地事業及び次世代ソフトウェア産業等立地事業については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

4 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 <u>鳥取県産業成長応援条例(令和元年鳥取県条例第 号)第3条第1項に規定する産業成長事業(成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。)</u>を行う者(令和5年3月31日までに当該産業成長事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、<u>同条例第4条に規定する産業成長応援補助金(以下「産業成長応援補助金」という。)</u>の交付の決定を受けた者に限る。)について、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、<u>県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</u></p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 <u>鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者(令和5年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、<u>同条例第4条に規定する企業立地事業補助金(以下「企業立地事業補助金」という。)</u>の交付の決定を受けた者に限る。)</u>について、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、<u>県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</u></p>

<p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は<u>産業成長応援補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は<u>企業立地事業補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額	補助限度額
産業成長事業	小規模事業者挑戦ステージ	(1) 県内に主たる事業所を有する法人又は個人であって常時使用する従業員の数が20人以下であるものが行う事業であること。 (2) 新たな取組を行うものであることその他知事が別に定める要件を満たすこと。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	200万円
	生産性向上挑戦ステージ	(1) 県内に主たる事業所を有する事業者が行う事業であること。 (2) 認定経営力向上計画に基づき行われる事業であること。 (3) 生産性の向上その他の事項について知事が別に定める要件を満たすこと。	補助対象経費に2分の1（組合等に係る補助対象経費にあつては3分の2）を乗じて得た額	500万円
	成長・挑戦ステー	(1) 県内に主たる事業所を有する事業者が行う事業である	補助対象経費に2分の1（組合等に係る補助対象経費にあつては3分の2）	(1) 重点分野にあつて

ジ	<p>こと。</p> <p>(2) 特定承認地域経済牽引事業計画又は承認経営革新計画に基づき行われる事業であること。</p> <p>(3) 雇用その他の事項について知事が別に定める要件を満たすこと。</p>	<p>を乗じて得た額</p>	<p>は1,500万円</p> <p>(2) (1)以外の分野にあっては1,000万円</p>
成長・規模拡大ステージ	<p>(1) 県内に事業所を有する事業者であること。</p> <p>(2) 県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域として知事が別に定める地域で行われる事業であること。</p> <p>(3) 重点分野に係る事業であること。</p> <p>(4) 投下固定資産額及び賃借料の合計額が3,000万円を超える事業であること。</p> <p>(5) 特定承認地域経済牽引事業計画又は承認経営革新計画に基づき行われる事業であること。</p> <p>(6) 雇用その他の事項について知事が別に定める要件を満たすこと。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（ただし、(2)及び(4)に掲げる額の合計額は、投下固定資産額及び賃借料の合計額に20分の1を乗じて得た額を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に5分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 投下少額資産額に5分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 初年度賃借料に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 人材確保費用のうち、認定を受けた事業の開始の日から3年の間に発生した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1人当たり30万円を限度とし、総額は150万円を限度とする。）</p> <p>(5) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業若しくは本社機能の移転を伴う事業（知事が別に定めるものに限る。）にあっては、次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 投下固定資産額及び投下少額資産額の合計額に100分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額</p>	<p>10億円</p>
一般投資支援	<p>(1) 県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域として知事が別に定める地域で行われる事業であること。</p> <p>(2) 製造業又は県内の経済の活性化に資するものとして知事が別に定める事業であること。</p> <p>(3) 投下固定資産額及び賃借</p>	<p>次に掲げる額の合計額（ただし、(2)及び(4)に掲げる額の合計額は、投下固定資産額及び賃借料の合計額に20分の1を乗じて得た額を上限とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に10分の1（知事が別に定める土地、家屋及び償却資産の取得に係る投下固定資産額にあっては、100分の15）を乗じて得た額</p> <p>(2) 投下少額資産額に10分の1を乗</p>	<p>5億円</p>

	<p>料の合計額が3,000万円を超える事業であること。</p> <p>(4) 雇用について知事が別に定める要件を満たすこと。</p>	<p>じて得た額</p> <p>(3) 初年度賃借料に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 人材確保費用のうち、認定を受けた事業の開始の日から3年の間に発生した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1人当たり30万円を限度とし、総額は90万円を限度とする。）</p>	
次世代ソフトウェア産業等創出事業	<p>(1) 県内において行うソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める事業であること。</p> <p>(2) 雇用について知事が別に定める要件を満たすこと。</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 事業所及び設備（新たに認定対象事業によって営むこととなった事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用その他の知事が別に定める費用の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 人材確保費用（認定を受けた日から5年を経過する日までの間に発生した費用に限る。）に2分の1を乗じて得た額（1人当たり30万円を限度とし、5年間の総額は150万円を限度とする。）</p>	1,000万円

平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
							未収入 国庫支出金	未収入 分担金及び負担金	特定 その他	財源 地方債		
5 労働費	1 労政費	特例子会社設立等助成金	雇用政策課	16,875,000	15,000,000						15,000,000	
7 商工費	1 商業費	震災復興地域支援促進	企業支援課	20,000,000	20,000,000	20,000,000						
	2 工業費	未利用施設等環境整備 立地環境整備	立地戦略課	2,110,000	574,240						574,240	
		スタートアップ事業 運	産業振興課	2,500,000,000	2,500,000,000						2,500,000,000	
計				2,538,985,000	2,535,574,240	20,000,000					2,500,000,000	15,574,240